

第2次壱岐市 男女共同参画基本計画

～ ^{とも}男女に築こう自分らしく輝けるまち「壱岐」～



平成29年3月
壱岐市

はじめに

壱岐市では、平成 27 年度に第 2 次壱岐市総合計画を策定し、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」を将来像に、「共創・協働のしまづくり」を基本理念に掲げ、さまざまな施策に取り組んでいるところです。また、第 2 次壱岐市総合計画の 6 つの基本指針のひとつに、「人権の尊重と男女共同参画の推進」を掲げ、「参画と協働による市民が主役のまちづくり」を推進しております。



壱岐市の男女共同参画の推進につきましては、平成 17 年に策定した「壱岐市男女共同参画基本計画」を基に、市民の皆様を代表する『壱岐市男女共同参画推進懇話会委員』の方々と共に推進活動を行ってまいりました。

この度、平成 28 年度末に計画期間の満了時期を迎えることから、これまでの取組の成果と課題の検証、市民、事業所、自治公民館の意識調査を行い、人口減少、超高齢化社会、変動する社会情勢に対応した男女共同参画の取組を推進するため、1 次計画を見直し、この度、「第 2 次壱岐市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「男女（とも）に築こう自分らしく輝けるまち『壱岐』」を基本理念に、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「男女がいきいきと暮らせる社会づくり」、「男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり」、「仕事と家庭の両立ができる環境づくり」、「配偶者に対する暴力のない社会づくり」の 5 つの基本目標を掲げ、さまざまな施策に取り組んでまいります。

本計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、職場、家庭、学校、地域社会が連携、協働により取組を進めていかなければなりません。今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご提言、ご意見をいただきました壱岐市男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、関係各位、意識調査にご協力いただきました皆様方に心からお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

壱岐市長 白 川 博 一

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の性格	2
5	計画策定体制	2
(1)	壱岐市男女共同参画推進懇話会	2
(2)	壱岐市男女共同参画推進本部（庁内組織）	2
(3)	市民アンケート調査の実施	3
(4)	事業所アンケート調査の実施	3
(5)	自治公民館アンケート調査の実施	3
(6)	パブリックコメントの実施	3

第2章 壱岐市の現状

1	人口の推移	4
2	世帯の推移	4
3	産業の状況	5
4	女性の就労状況	6
5	アンケート調査結果から見る現状	7
(1)	市民アンケート調査	7
(2)	事業所アンケート調査	17
(3)	自治公民館アンケート調査	23

第3章 計画の基本理念

1	基本理念	28
2	基本目標	28
3	施策の体系	29

第4章 具体的な施策の推進

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	30
1	男女共同参画への意識啓発	30
2	教育の場における男女共同参画の推進	32
基本目標Ⅱ	男女がいきいきと暮らせる社会づくり	33
1	安心・安全なまちづくりの推進	33
2	健康な生活を確保できる環境整備	34
基本目標Ⅲ	男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり	37
1	家庭や地域における男女共同参画の推進	37
2	施策・方針決定過程への男女共同参画の推進	39

基本目標Ⅳ 仕事と家庭の両立ができる環境づくり	40
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	40
2 雇用の場における男女共同参画の推進	41
3 女性の活躍推進と男性の意識改革	42
4 市役所における男女共同参画の推進	43
基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり	44
1 DVを許さない意識づくりの推進	44
2 安心して相談できる相談体制の整備	45
3 DV被害者の安全確保と自立支援	46
4 関係機関の連携・協力	47
 第5章 計画の推進	
1 男女共同参画社会実現に向けての推進	48
2 人材の確保・質の向上	48
（1）庁内の積極的な推進体制の整備	48
（2）市民との連携	48
（3）男女共同参画に関する調査、情報収集	48
（4）計画の進行管理	48
 附属資料	
1 男女共同参画の推進のあゆみ	49
2 壱岐市男女共同参画懇話会規則	55
3 壱岐市男女共同参画推進懇話会名簿	57
4 壱岐市男女共同参画推進本部設置要綱	58
5 男女共同参画社会基本法	60
6 長崎県男女共同参画推進条例	66
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	84
9 用語解説	94

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

我が国においては、平成 11 年に男女平等の実現に向けた取組をより進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

また、平成 13 年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は、平成 26 年に一部が改正されるとともに、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が平成 28 年4月より全面的に施行されました。

吉崎市においては、平成 19 年 3 月に、「第1次吉崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

本計画は、「第1次吉崎市男女共同参画基本計画」が平成 28 年度をもって計画期間満了となること、また、女性活躍推進法施行等の社会情勢の変化等に対応するため、「第1次吉崎市男女共同参画基本計画」の見直しを行い、新たな「第2次吉崎市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、この期間内であっても随時必要な見直しを行うこととします。

平成 19 年	～	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年
第1次計画期間												
		策定	第2次吉崎市男女共同参画基本計画期間									

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、壱岐市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。
- (2) この計画の「基本目標Ⅳ 仕事と家庭の両立ができる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に規定する「女性活躍推進計画」に位置付けます。
- (3) この計画の「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV 基本計画）」に位置付けます。

4 計画の性格

- (1) この計画は、平成 27 年 10 月に策定された「第 2 次壱岐市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための具体的な取組の方向性を示すものです。
- (2) 本計画の策定にあたっては、市民にわかりやすくするため、できる限り数値目標を掲げることとし、その評価を市の施策に適切に反映するものとします。

5 計画策定体制

- (1) 壱岐市男女共同参画推進懇話会
壱岐市男女共同参画推進懇話会を開催し、壱岐市の男女共同参画社会の実現に向けて協議を行い、懇話会における提言を十分に計画に反映しました。
- (2) 壱岐市男女共同参画推進本部（庁内組織）
壱岐市男女共同参画推進本部会議を開催し、壱岐市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の意識統一を図り、計画策定に関する調整を行いました。

(3) 市民アンケート調査の実施

市民との協働の視点から、「男女共同参画に関する市民アンケート調査」を実施し、市民の意識や実態調査の現状把握と、施策や目標値設定の基礎資料としました。

調査時期	平成 27 年 11 月 2 日（月）～11 月 30 日（月）
調査対象	満 20 歳以上の老岐市民 2,000 人
有効回答数	867 件（有効回収率 43.3%）
調査方法	帳票の郵送による配布

(4) 事業所アンケート調査の実施

「男女共同参画実施調査 事業所アンケート」を実施し、事業所における男女共同参画社会に向けた取組の実態や、意識、問題点を把握し、計画策定の検討資料としました。

調査時期	平成 27 年 11 月 2 日（月）～11 月 30 日（月）
調査対象	従業員 10 名以上を雇用する事業所 215 事業所
有効回答数	107 事業所（有効回収率 49.8%）
調査方法	帳票の郵送による配布

(5) 自治公民館アンケート調査の実施

男女共同参画社会が進められる中、地域コミュニティの核となる自治公民間の男女共同参画状況等を調査し、今後の地域における男女共同参画社会づくりの参考とするため、「男女で取り組む自治公民館活動アンケート調査」を実施しました。

調査時期	平成 27 年 11 月 2 日（月）～11 月 30 日（月）
調査対象	市内 241 自治公民館
有効回答数	182 自治公民館（有効回収率 75.5%）
調査方法	各自治公民館長へ文書で依頼（回覧便活用）

(6) パブリックコメントの実施

老岐市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

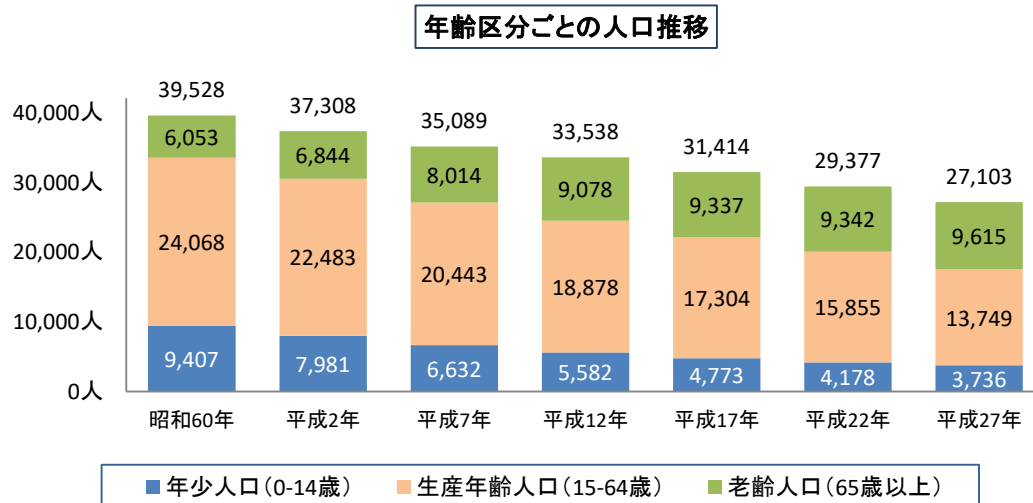
本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、平成 29 年 2 月 22 日から平成 29 年 3 月 13 日まで意見の募集を実施しました。

第2章 壱岐市の現状

1 人口の推移

本市の人口を昭和60年から見ると、昭和60年の39,528人から平成27年の27,103人と、10年間に約4,000人ずつ、30年間で約12,000人以上減少しています。

また、年齢区分人口では、年少人口が減少傾向で推移しているのに対し、高齢人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

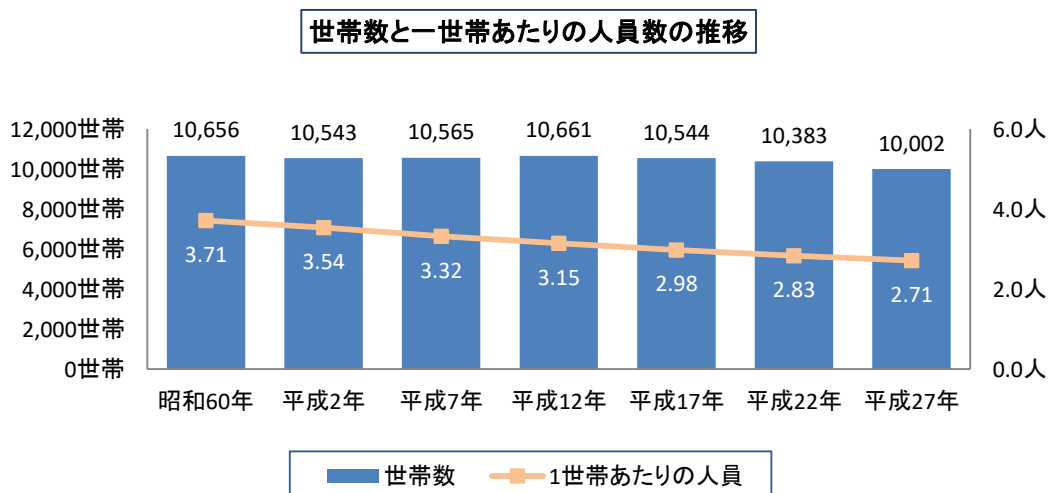


資料: 国勢調査 合計人口には年齢不詳者を含む

2 世帯の推移

世帯の状況は、昭和60年以降、若干の減少傾向で推移しています。

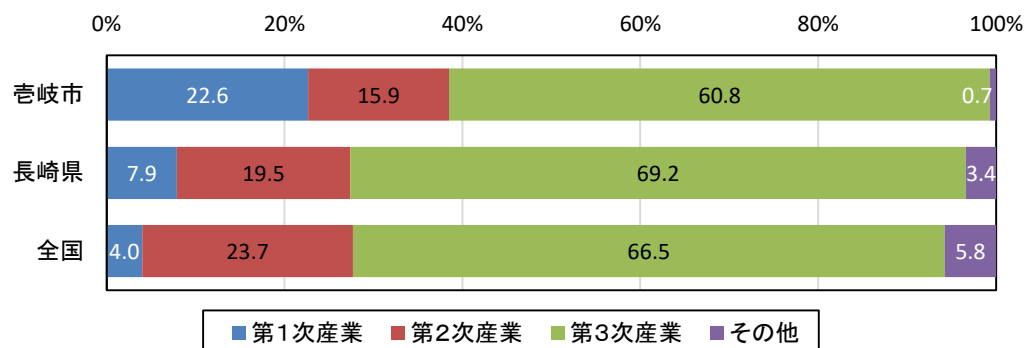
一方、1世帯あたりの人員については、昭和60年の3.71人から平成27年の2.71人と減少傾向で推移しており、単身世帯の増加や核家族化の進行が見られます。



資料: 国勢調査

3 産業の状況

本市の産業構造を見ると、農業漁業を中心とする第1次産業人口の割合が全就業者数の22.6%を占めており、国や県と比較してもかなり高い割合となっています。

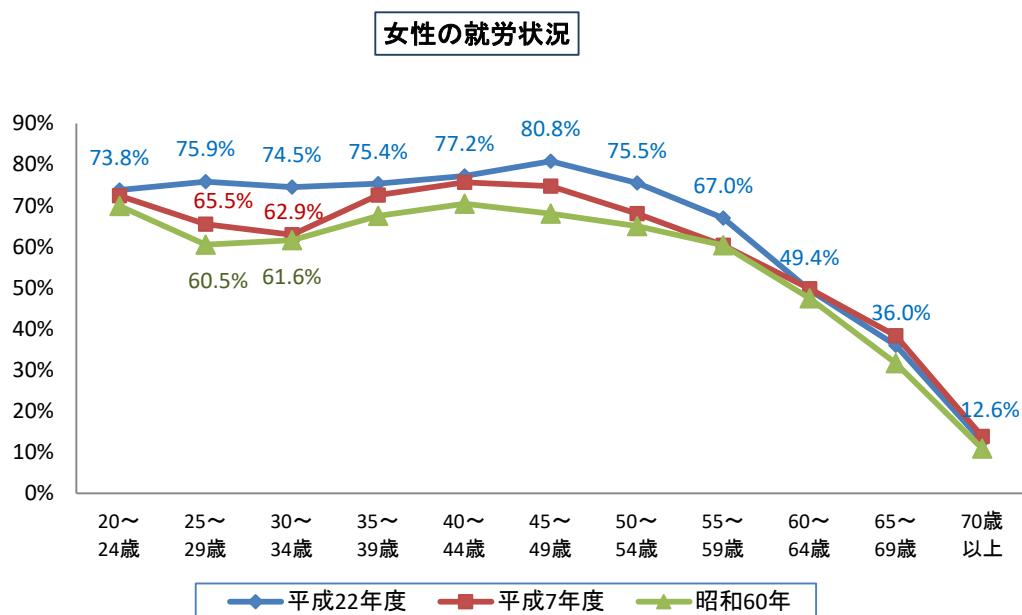


	壱岐市		長崎県	全国
	人数(人)	割合(%)	割合(%)	割合(%)
第1次産業	3,141	22.6	7.9	4.0
農業	1,936	14.0	5.9	3.6
林業	14	0.1	0.1	0.1
漁業	1,191	8.6	2.0	0.3
第2次産業	2,201	15.9	19.5	23.7
鉱業	13	0.1	0.0	0.0
建設業	1,422	10.3	8.3	7.5
製造業	766	5.5	11.2	16.1
第3次産業	8,434	60.8	69.2	66.5
電気・ガス・熱供給・水道業	67	0.5	0.5	0.5
情報通信業	57	0.4	1.0	2.7
運輸業、郵便業	689	5.0	4.8	5.4
卸売業、小売業	2,083	15.0	16.2	16.4
金融業、保険業	127	0.9	2.4	2.5
不動産業、物品賃貸業	93	0.7	1.1	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	172	1.2	2.3	3.2
宿泊業、飲食サービス業	745	5.4	6.0	5.7
生活関連サービス業、娯楽業	408	2.9	3.8	3.7
教育、学習支援業	638	4.6	4.7	4.4
医療、福祉	1,646	11.9	14.8	10.3
複合サービス事業	468	3.4	1.0	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	523	3.8	5.2	5.7
公務	718	5.2	5.5	3.4
分類不能	97	0.7	3.3	5.8
合計	13,873	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査(平成22年)

4 女性の就労状況

本市の女性の就労状況について昭和 60 年度、平成 7 年度、平成 22 年度を比較して見ると、昭和 60 年度、平成 7 年度では、子育てを行っている 25～34 歳にくぼみ（一時的な就労率の低下）があり、その後 35～49 歳にかけて就労率が持ち直す、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、平成 22 年度においてはくぼみがないことから、近年の恵岐市に関しては子育て世代の女性の就労率が高いことが見てとれます。



資料: 国勢調査



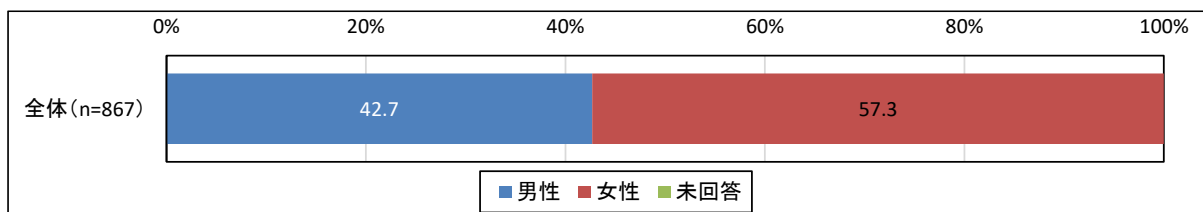
5 アンケート調査結果から見る現状

(1) 市民アンケート調査

①性別

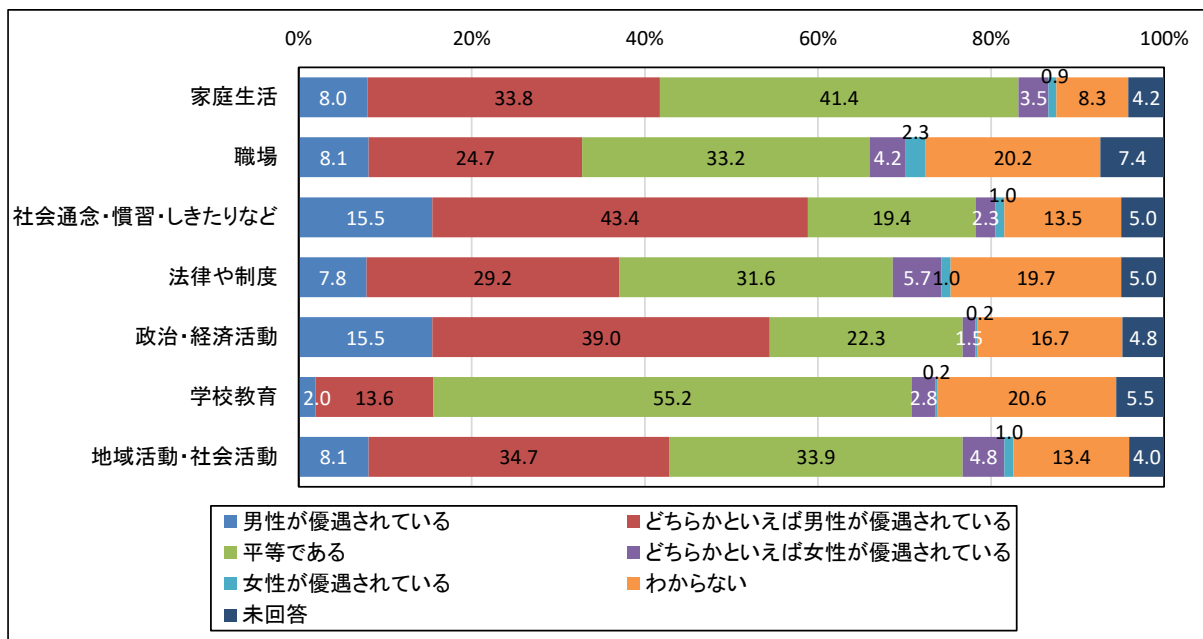
「男性」が42.7%、「女性」が57.3%と「女性」の方が高くなっています。

これは、男女共同参画に関する意識が男性より女性の方が高いことに起因していることが考えられます。



②男女平等に関する意識

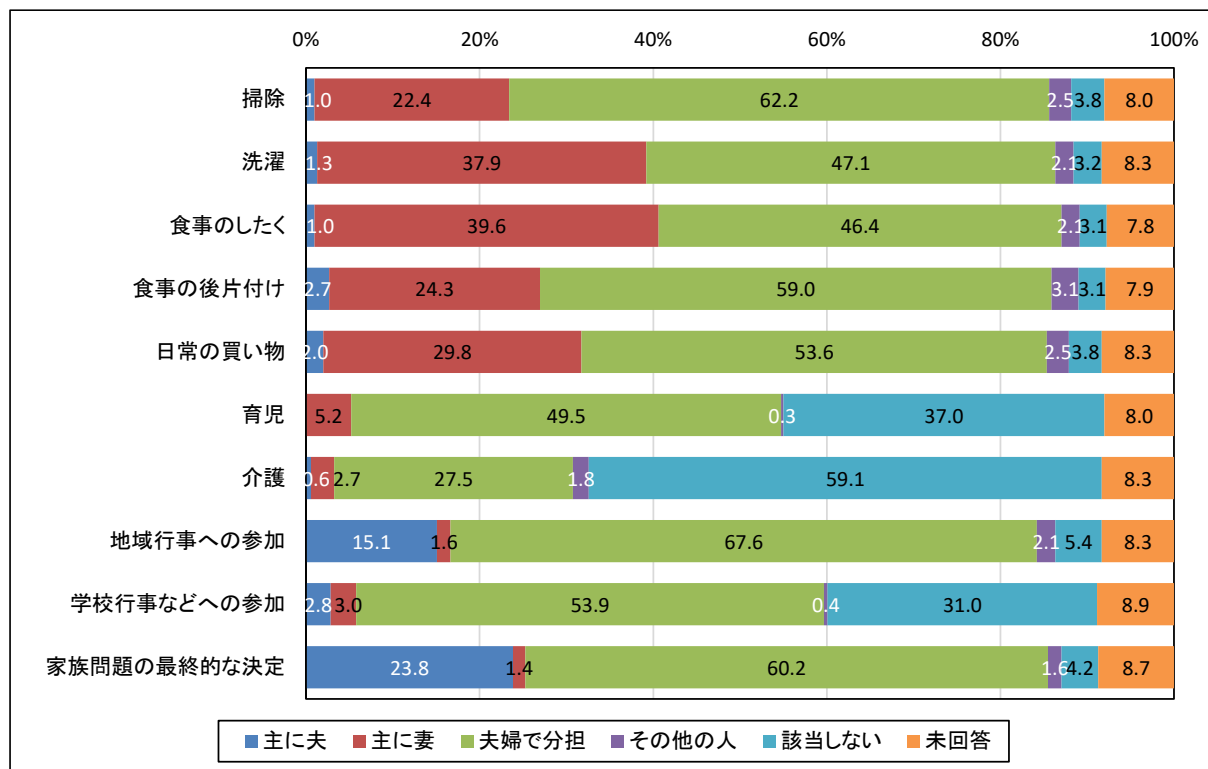
「学校教育の場」「家庭生活」等において、平等であるという回答が高くなっていますが、「社会通念・慣習・しきたり」「政治・経済活動の場」等では、「男性優遇」という回答が高くなっています。



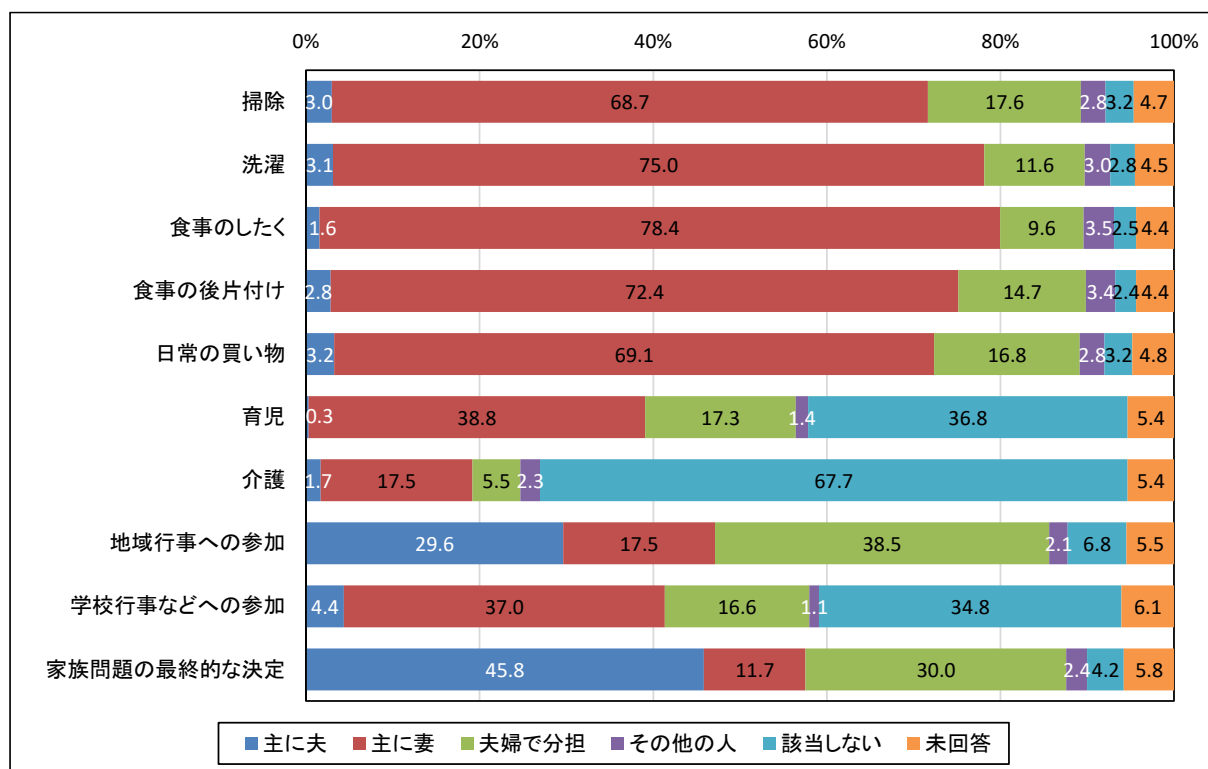
③家庭内の役割分担

家庭内の家事などの分担においては、ほとんどの項目において「夫婦で分担」することが理想であるのに対して、現実には「主に妻」が行っているのが現状です。

【理 想】

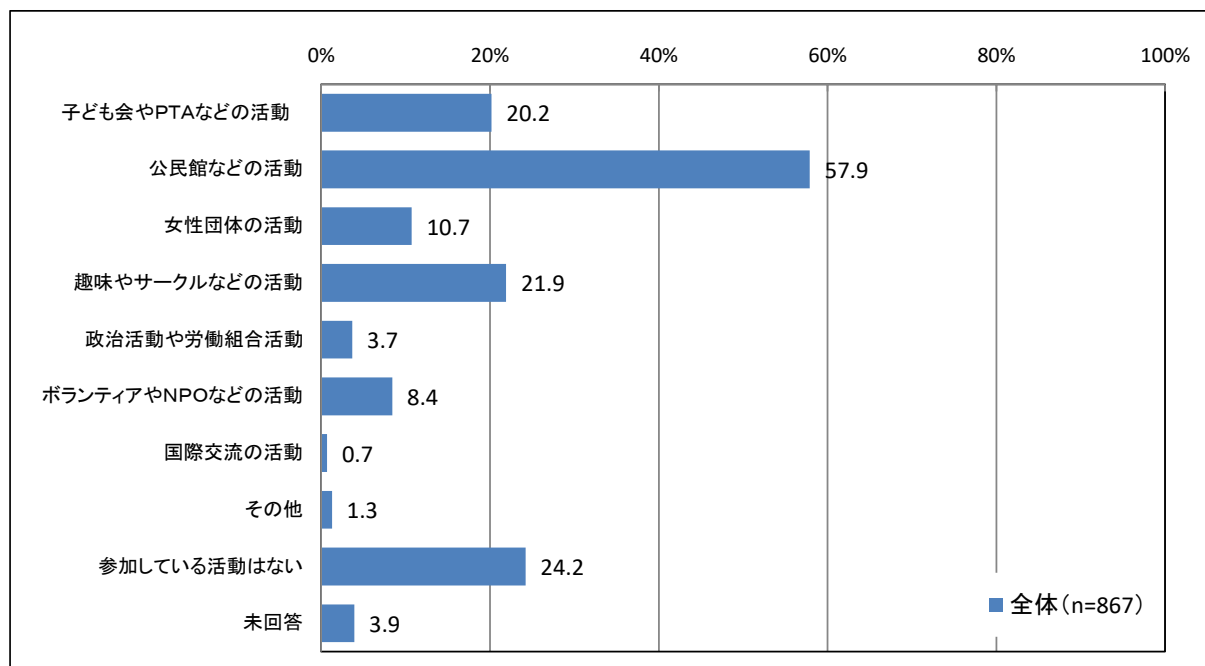


【現 実】



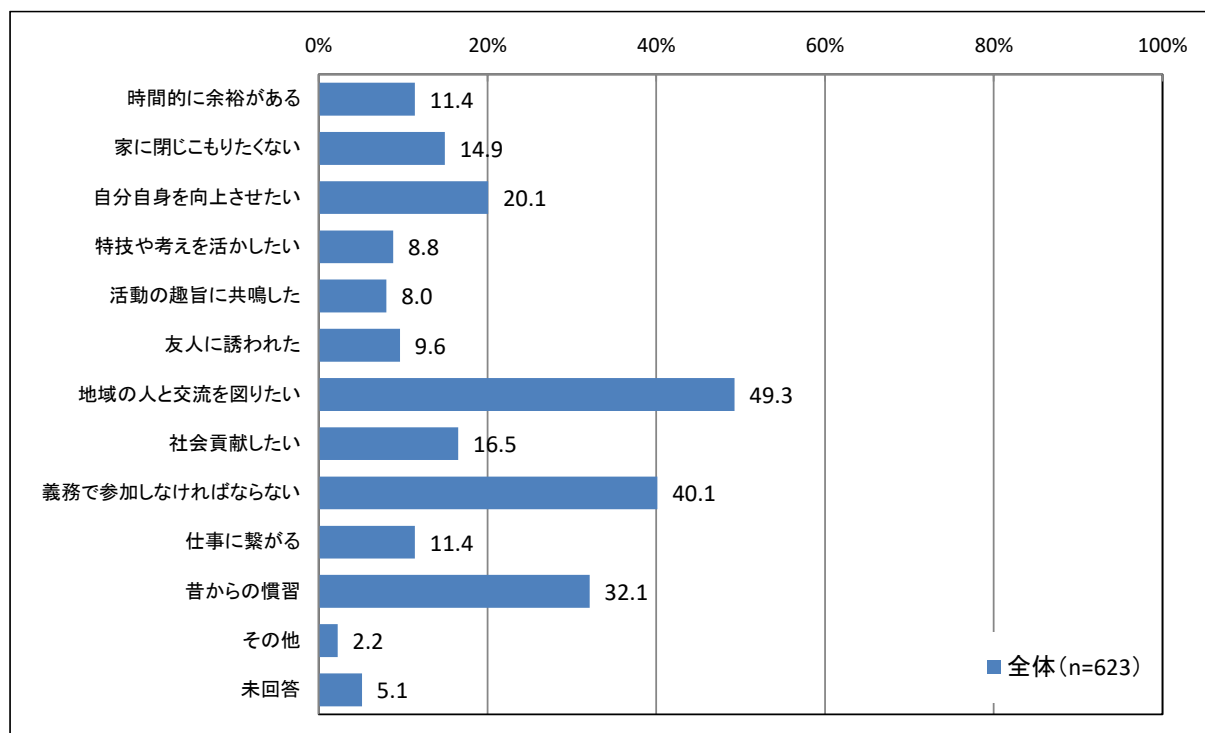
④参加している地域活動

地域活動に関しては、参加していない方より、何らかの活動に参加している方が多いという結果となりました。



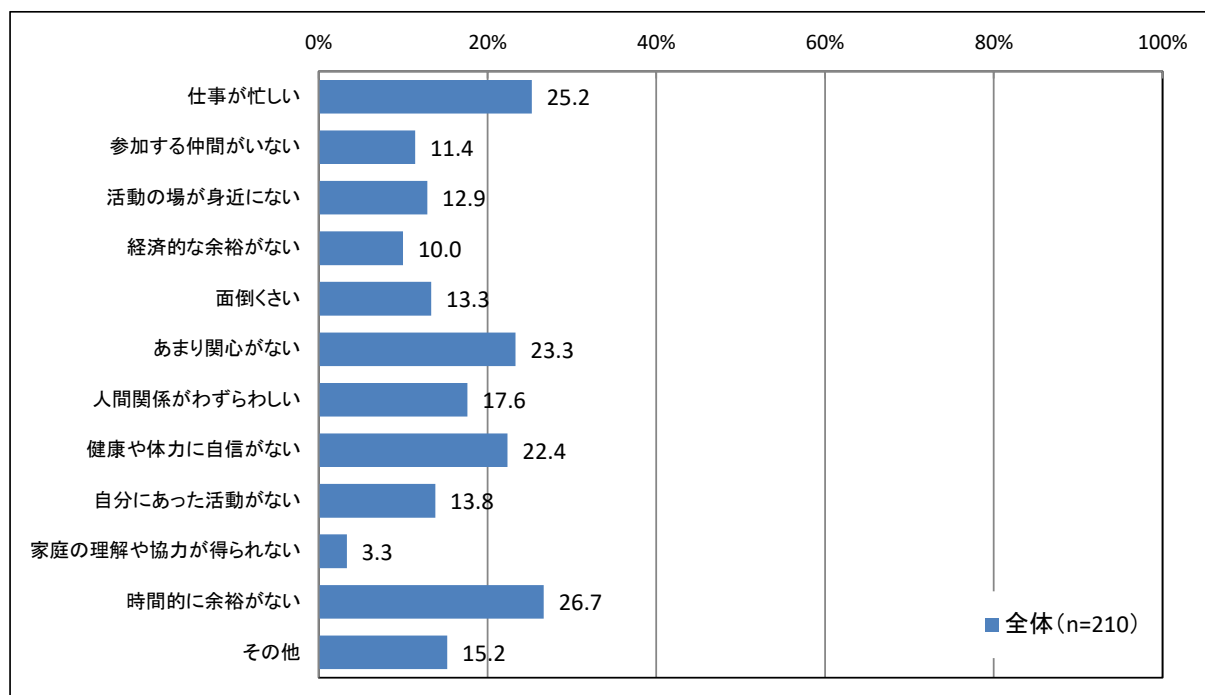
⑤地域活動に参加している理由

地域活動に参加している理由としては、「地域の人との交流を図りたい」等の前向きな意見も多く見られましたが、「義務で参加しなければならない」「昔からの慣習」という後ろ向きな意見も見られました。



⑥地域活動に参加していない理由

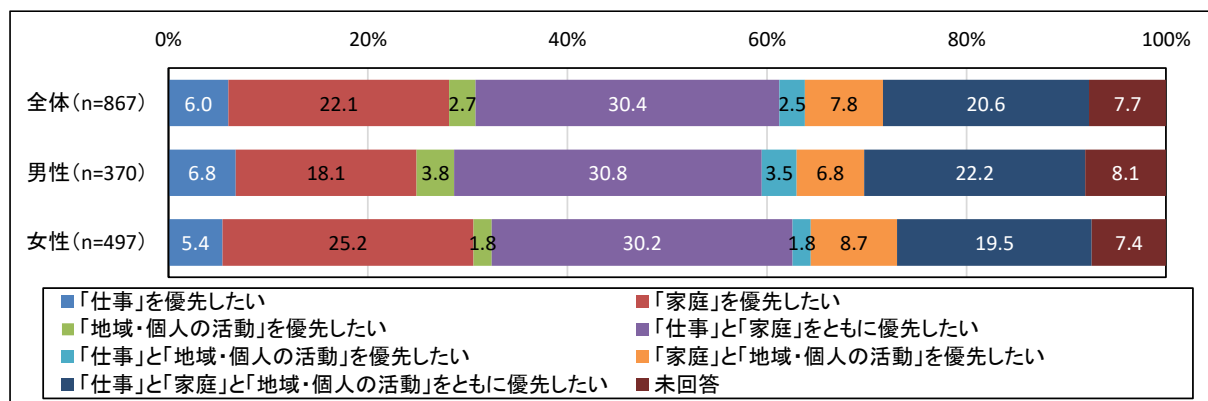
地域活動に参加していない理由としては、「時間的に余裕がない」「仕事が忙しい」という物理的な時間の問題の他、「あまり関心がない」という意見も多くなっています。



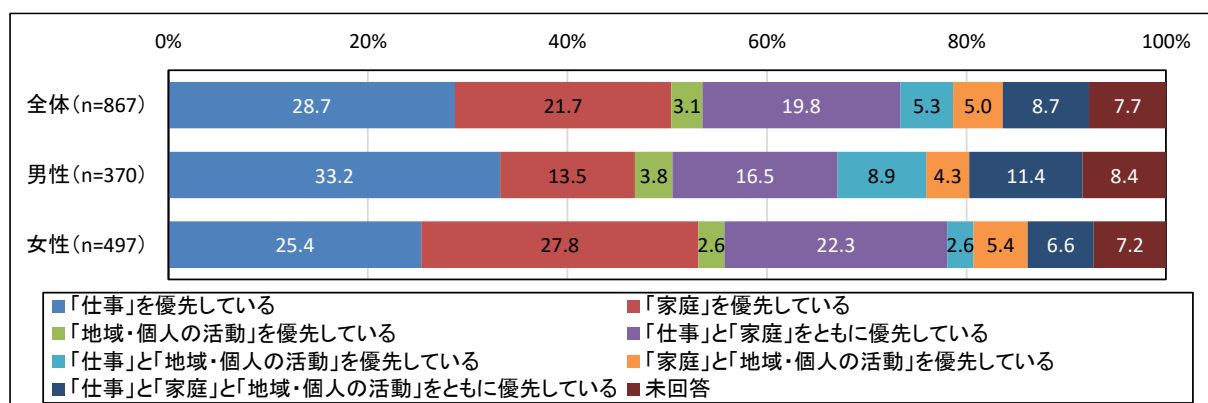
⑦優先したい暮らし方

優先したい暮らし方では、理想としては男女ともに「仕事と家庭をともに優先したい」と考えてはいるものの、現実的には男性は「仕事を優先」、女性は「家庭を優先」が多いという結果となりました。

【理 想】

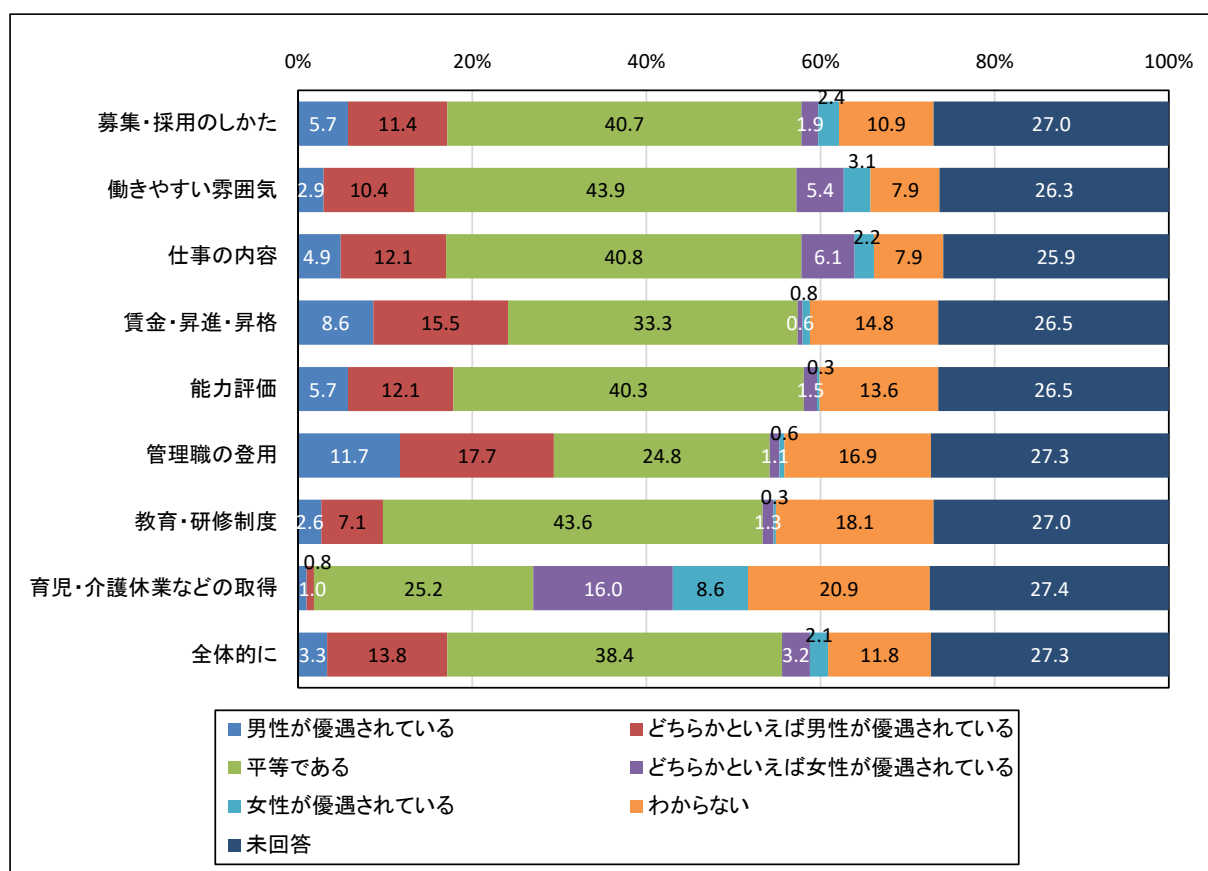


【現 実】



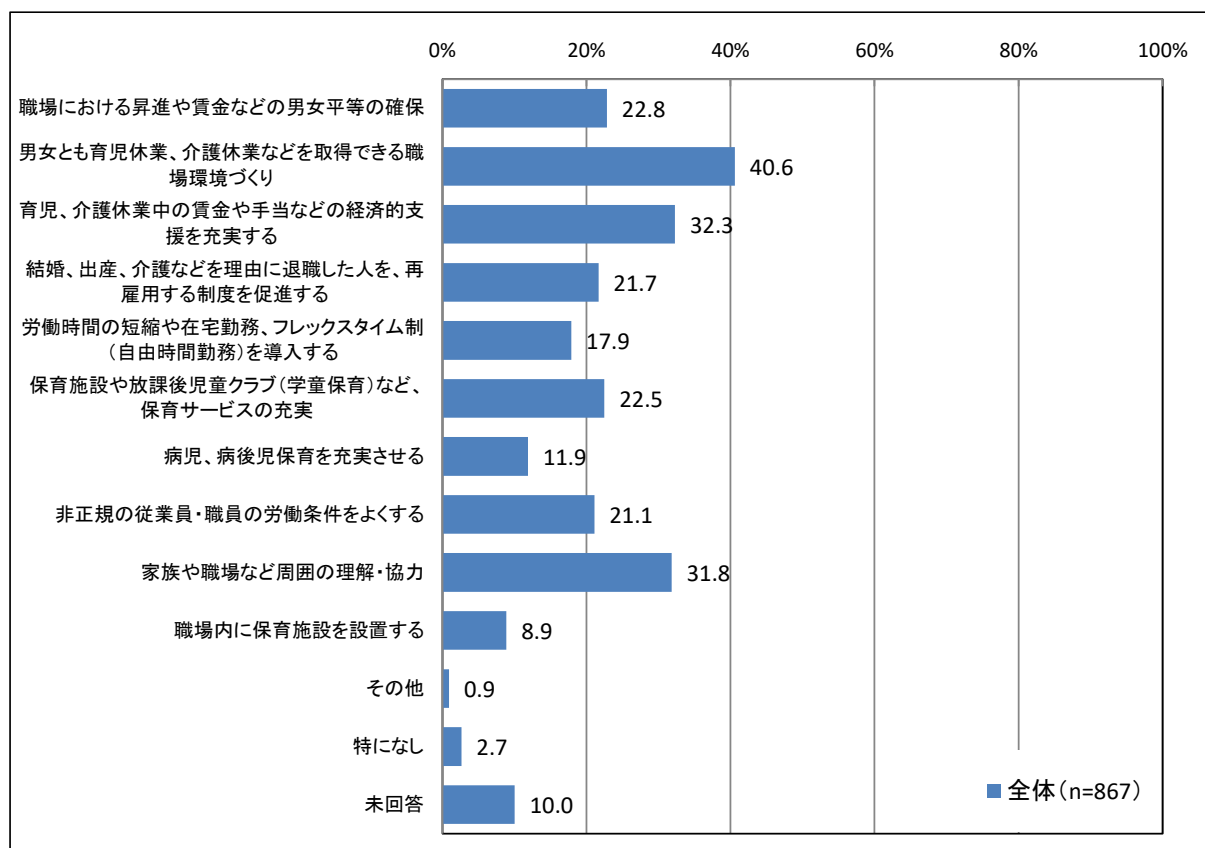
⑧職場における男女の平等感

職場における男女の平等感では、ほとんどの項目で「平等である」という回答が最も多くなっているものの、男性優遇という回答も多く見られます。



⑨仕事と家庭生活を両立させる環境をつくるために必要だと思うこと

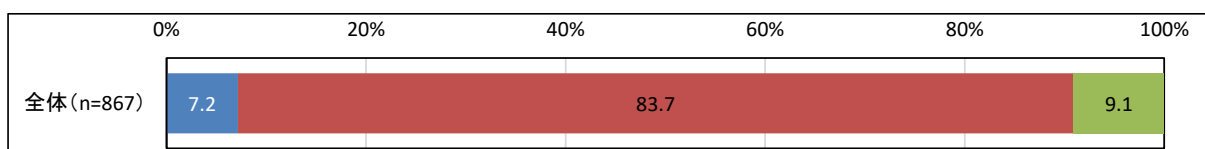
仕事と家庭生活を両立させる環境をつくるために必要だと思うことでは、「男女とも育児休業、介護休業などを取得できる職場環境づくり」「育児、介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実する」「家族や職場など周囲の理解・協力」等の意見が多くなっています。



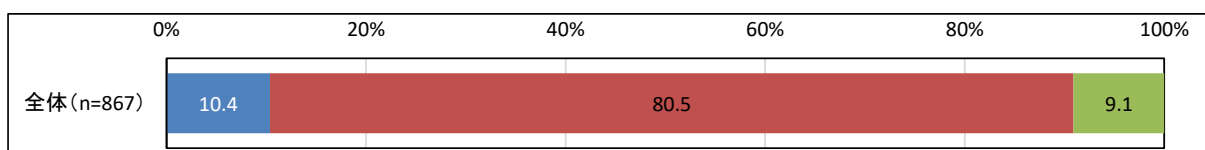
⑩配偶者や恋人などに、次のようなことをされたことがあるか

全ての項目に関して「ない」とした回答が大半を占めるものの、「なぐる、ける、突きとばす、なぐるふりをする、刃物を近づけておどすなど、からだへの暴行を受けた」において「ある」という回答もみられることから、一部に深刻な暴力が存在していることがわかります。

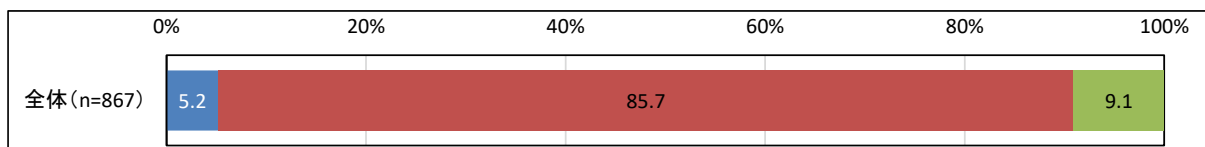
なぐる、ける、突きとばす、なぐるふりをする、刃物を近づけておどすなど、からだへの暴行を受けた



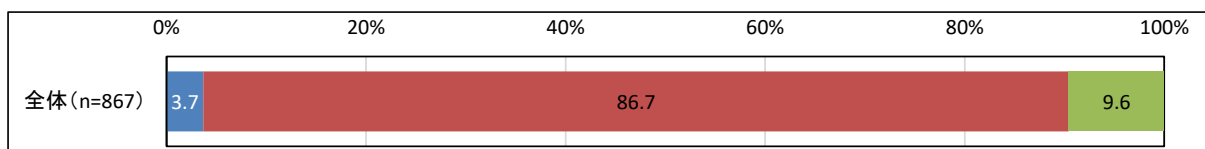
長い間無視する、人格を否定するような暴言をはく、大声で怒鳴るなど、精神的な嫌がらせや脅迫を受けた



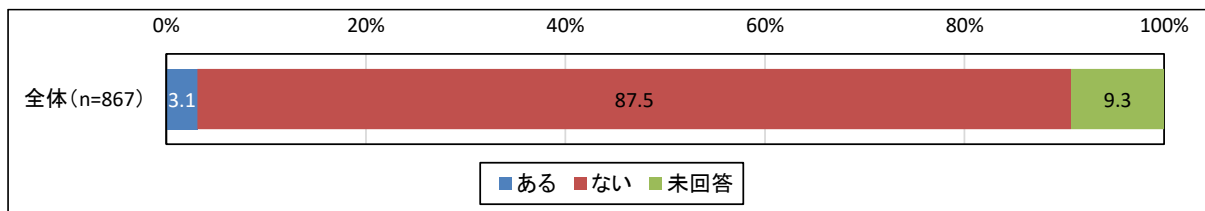
生活費を渡さない、収入を教えない、借金を強いる、家計に厳しく口を出すなどされた



嫌がっているのに性的行為を要求する、避妊をしないなどされた

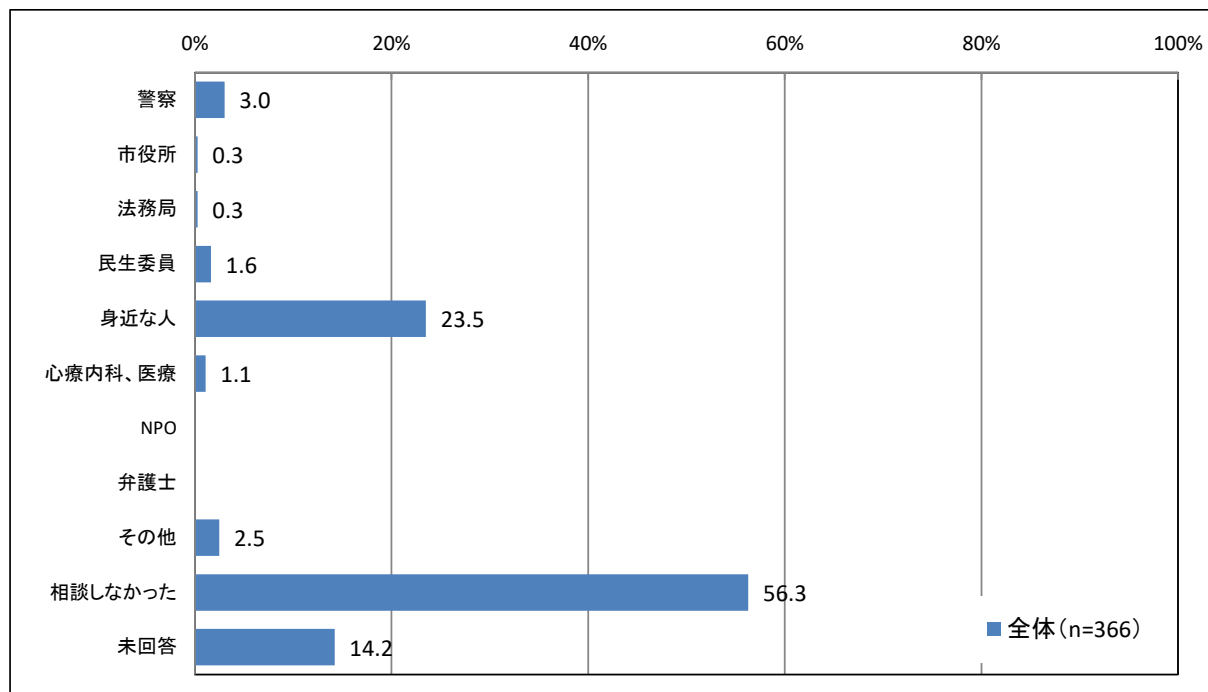


友人に会わせない、外出を制限するなどされた



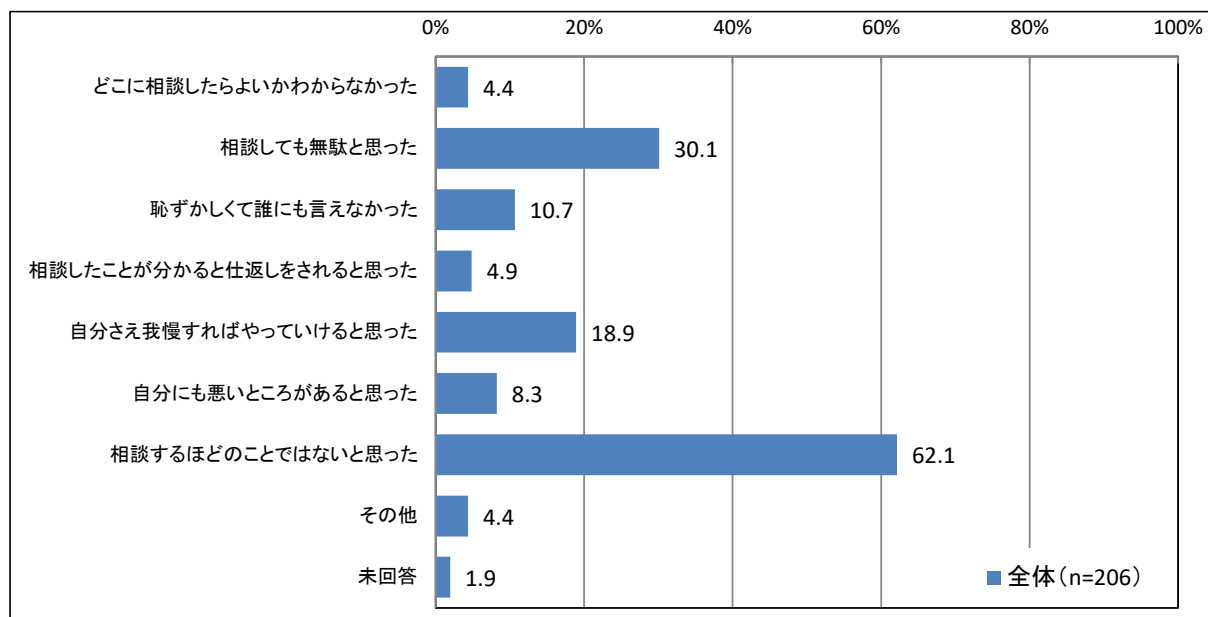
⑪DVやハラスメント被害に関する相談先

DVやハラスメント被害に関する相談先では、「相談しなかった」という回答が最も多く60%近くを占めていることから、被害が表面化していないケースも多く存在することが推察されます。



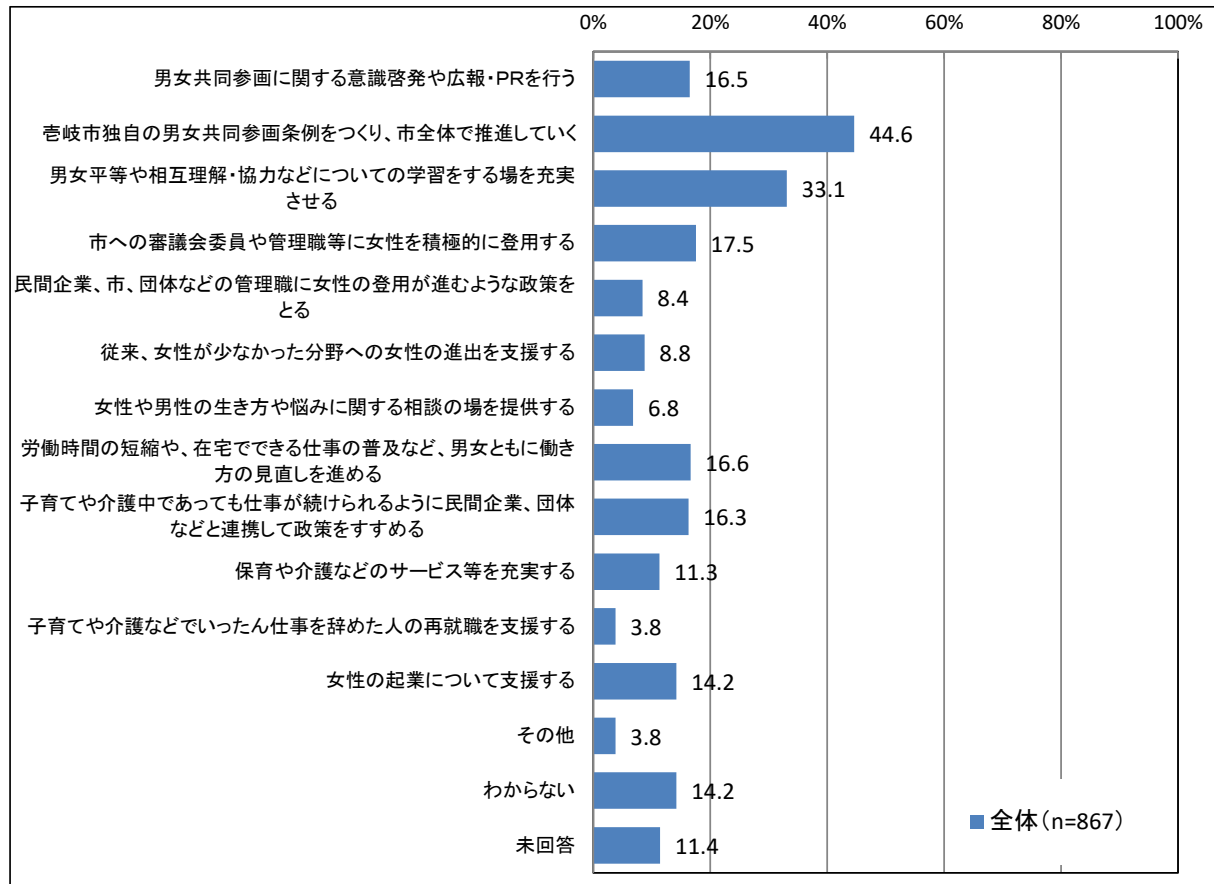
⑫DVやハラスメント被害を相談しない理由

DVやハラスメント被害を相談しない理由では、「相談するほどのことではないと思った」62.1%が最も多く、次いで「相談しても無駄と思った」30.1%、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」18.9%の順となっています。



⑬男女共同参画社会を進めるために必要な取組

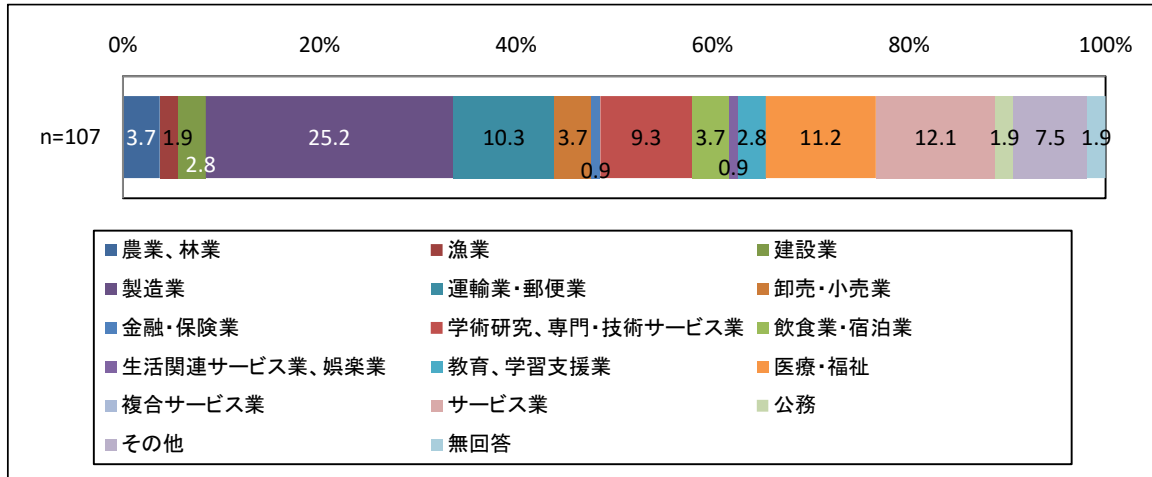
男女共同参画社会を進めるために必要な取組では、「吉崎市独自の男女共同参画条例をつくり、市全体で推進していく」、「男女平等や相互理解・協力などについての学習をする場を充実させる」、「市への審議会委員や管理職等に女性を積極的に登用する」等の意見が多くなっています。



(2) 事業所アンケート調査

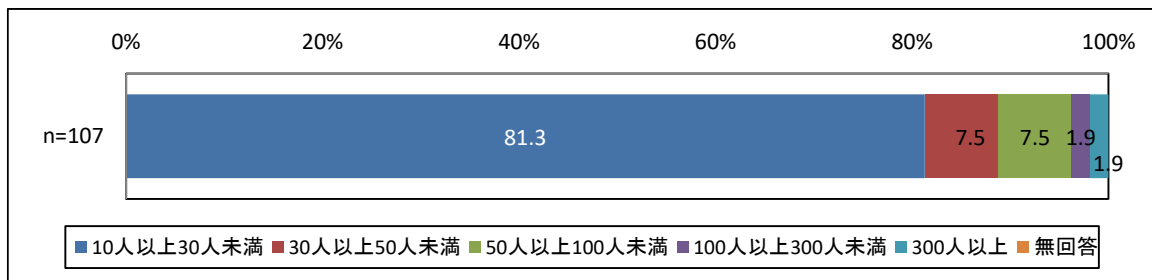
①業種

「製造業」が25.2%と最も多く、次いで「サービス業」12.1%、「医療・福祉」11.2%の順となっています。



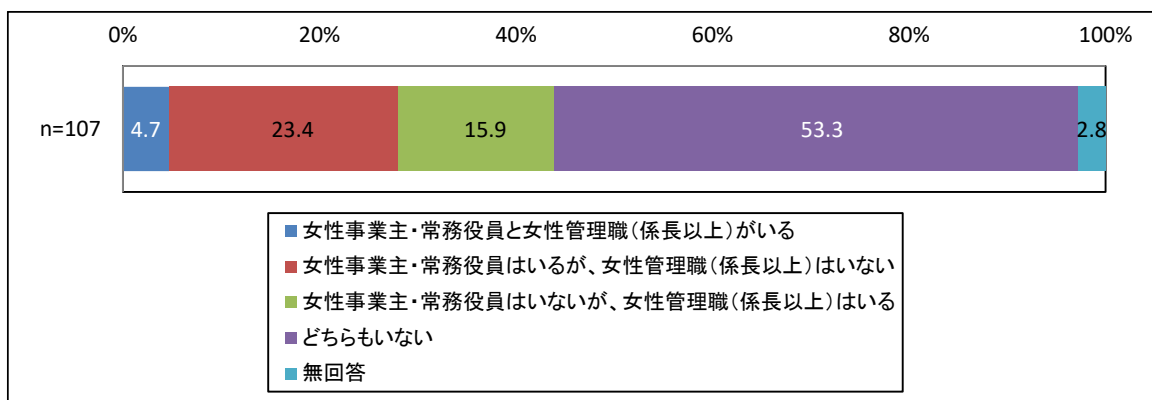
②従業員数

「10人以上30人未満」が81.3%と大半を占めています。



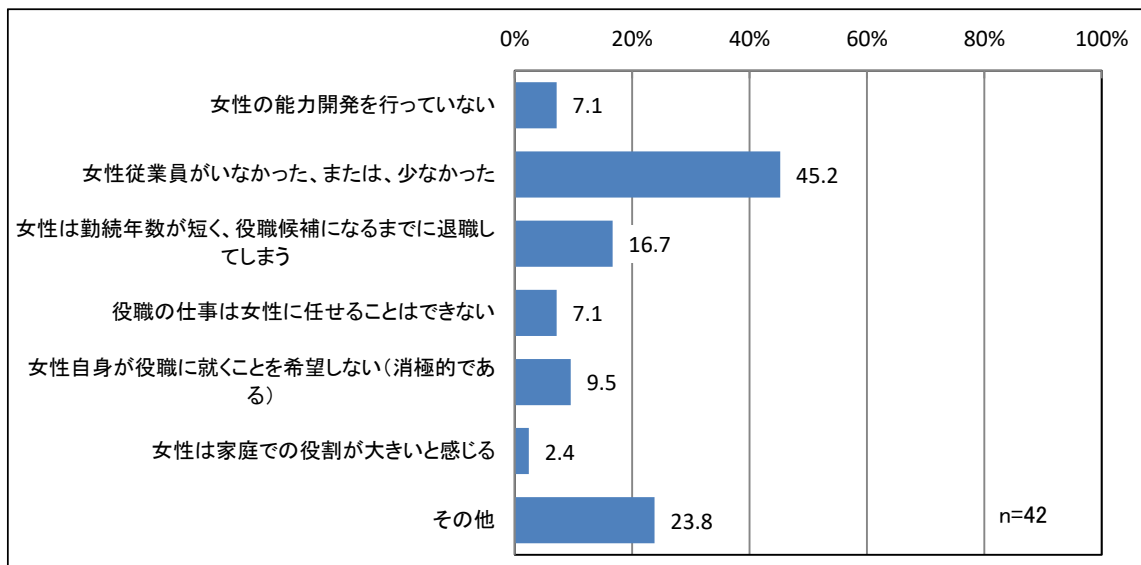
③役職の登用状況

「事業主・管理職（係長級以上）ともに女性がいる」事業所は4.7%と非常に少なく、「どちらもいない」事業所は53.3%と半数以上を占めています。



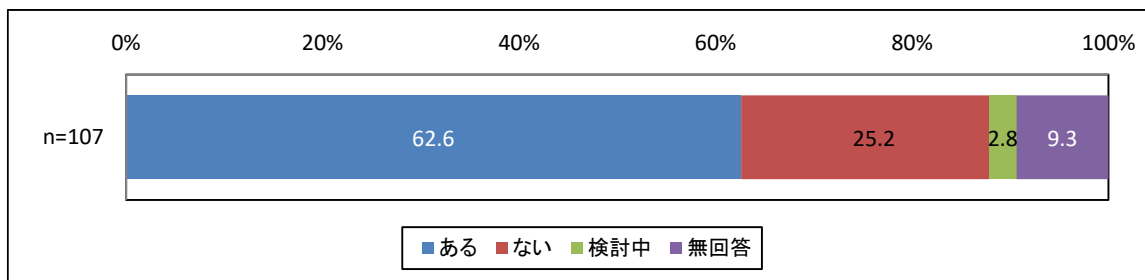
④女性の役職がない理由

「女性従業員がいなかった、または、少なかった」という回答が最も多くなっています。



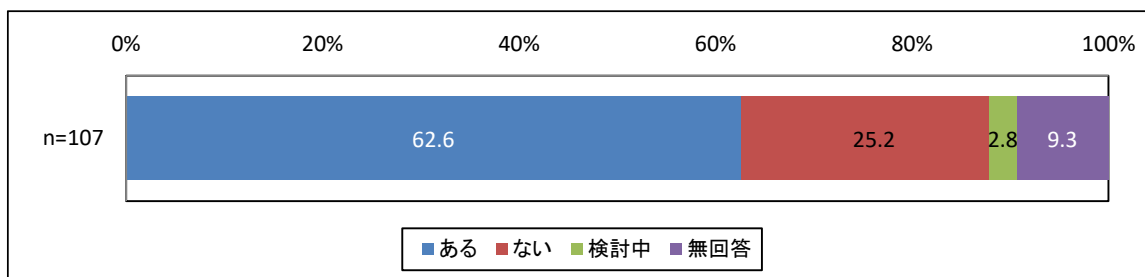
⑤「産前・産後休業制度」の規程

62.6%の事業所が、「産前・産後休業制度」を就業規則に規定しています。



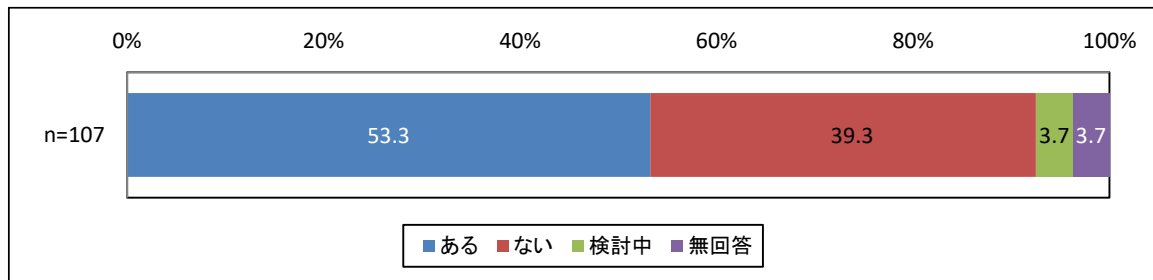
⑥「配偶者出産休暇制度」の規程

62.6%の事業所が、「配偶者出産休暇制度」を就業規則に規定しています。



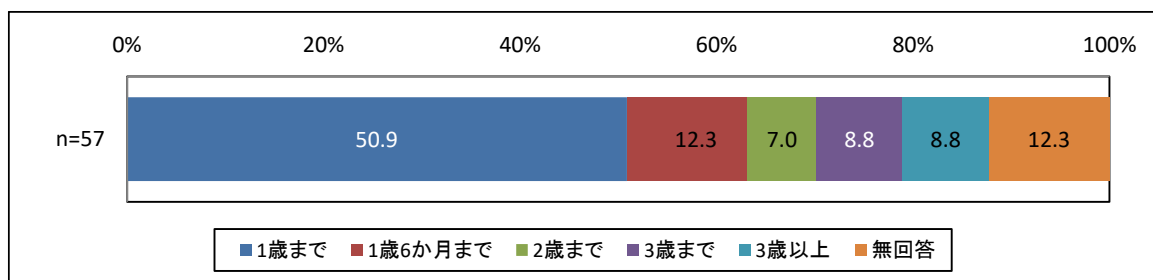
⑦「育児休業制度」の規程

53.3%の事業所が、「育児休業制度」を就業規則に規定しています。



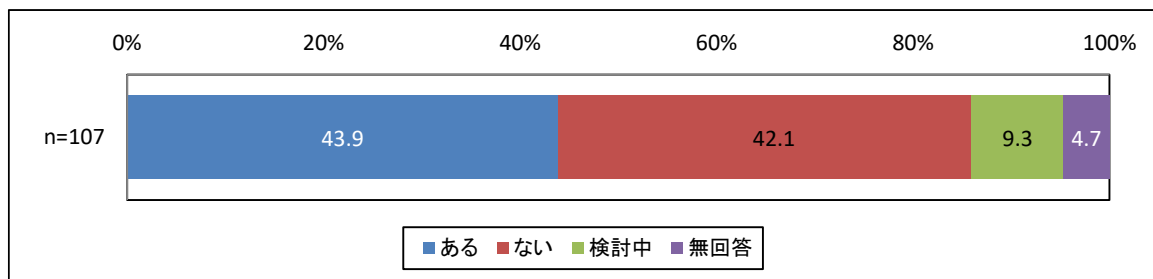
⑧「育児休業制度」を取得可能な子どもの年齢

「1歳まで」という回答が50.9%と最も多く、次いで「1歳6か月まで」の順となっています。



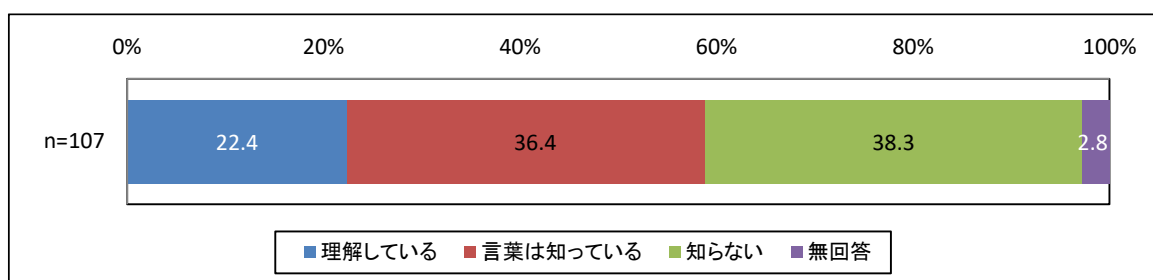
⑨「介護休業制度」の規程

「介護休業制度」を設けている事業所は43.9%となっており、設けていない事業所もほぼ同じくらいの42.1%となっています。



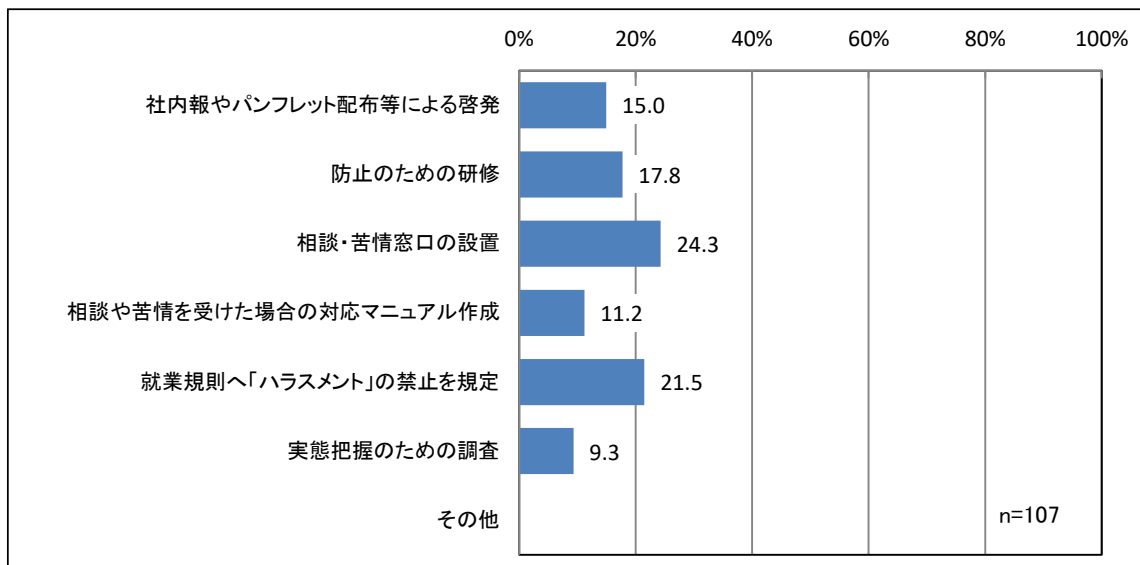
⑩ワーク・ライフ・バランスの理解度

ワーク・ライフ・バランスを「理解している」という回答は22.4%となっており、「言葉は知っている」36.4%、「知らない」38.3%となっています。「言葉は知っている」「知らない」という回答をあわせると70%以上を占め、ワーク・ライフ・バランスの理解度が低いことがわかります。



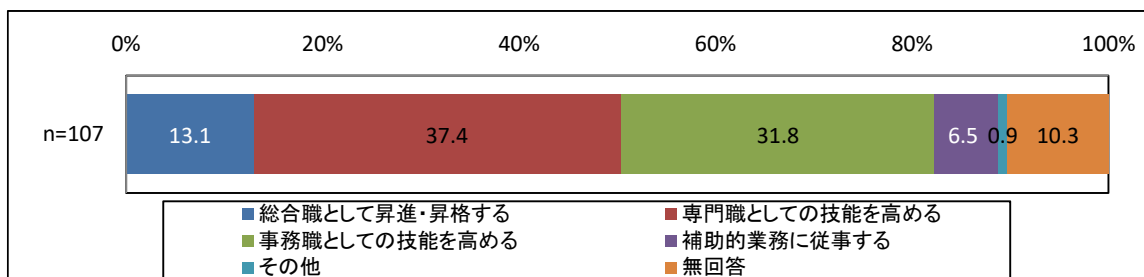
⑪ハラスメント防止のために実施している取組

「相談・苦情窓口の設置」、「就業規則へ「ハラスメント」の禁止を規定」という回答が多くなっていますが、すべての取組の実施率は低くなっています。



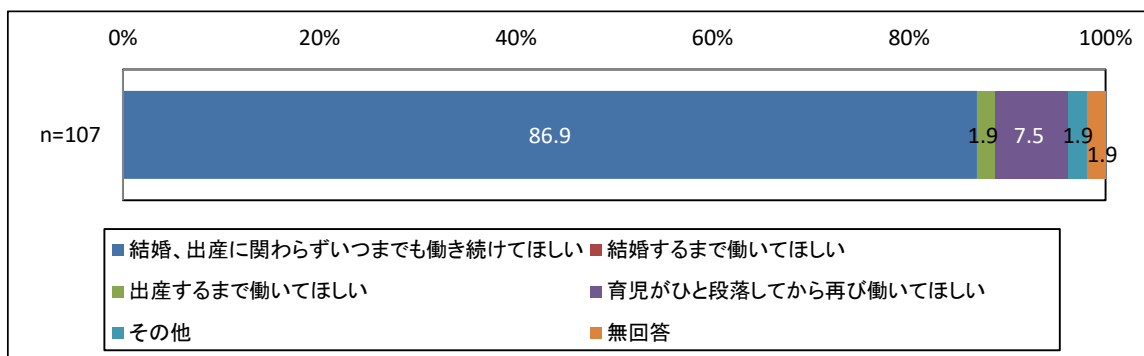
⑫女性の働き方に期待すること

「専門職としての技能を高める」、「事務職としての技能を高める」という回答が多く、「総合職として昇進・昇格する」という回答は 13.1%となっています。



⑬女性従業員に望む働き方

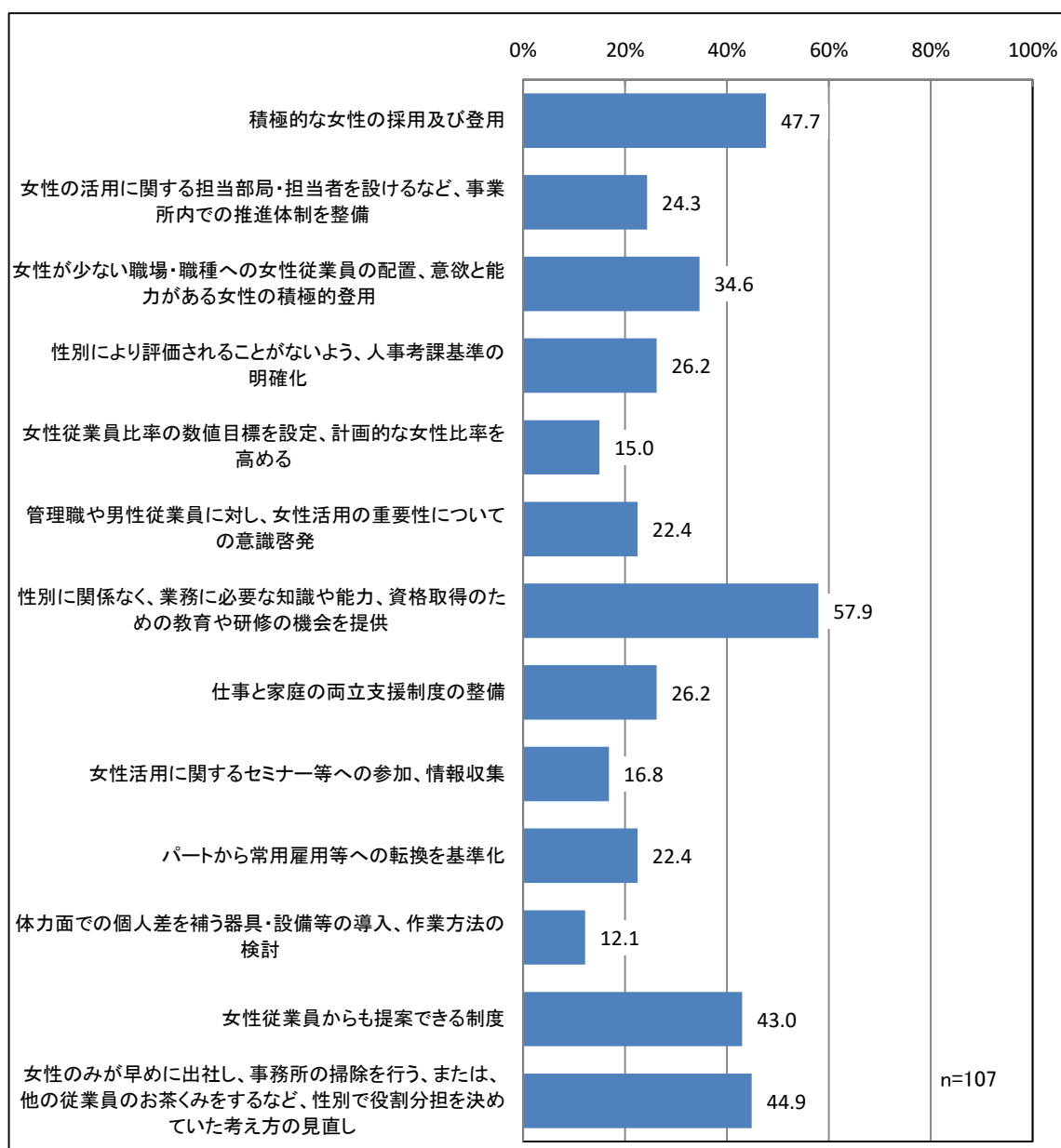
「結婚、出産に関わらずいつまでも働き続けてほしい」が 86.9%で最も多い回答となっています。



⑭女性を積極的に活用するため、実施している取組

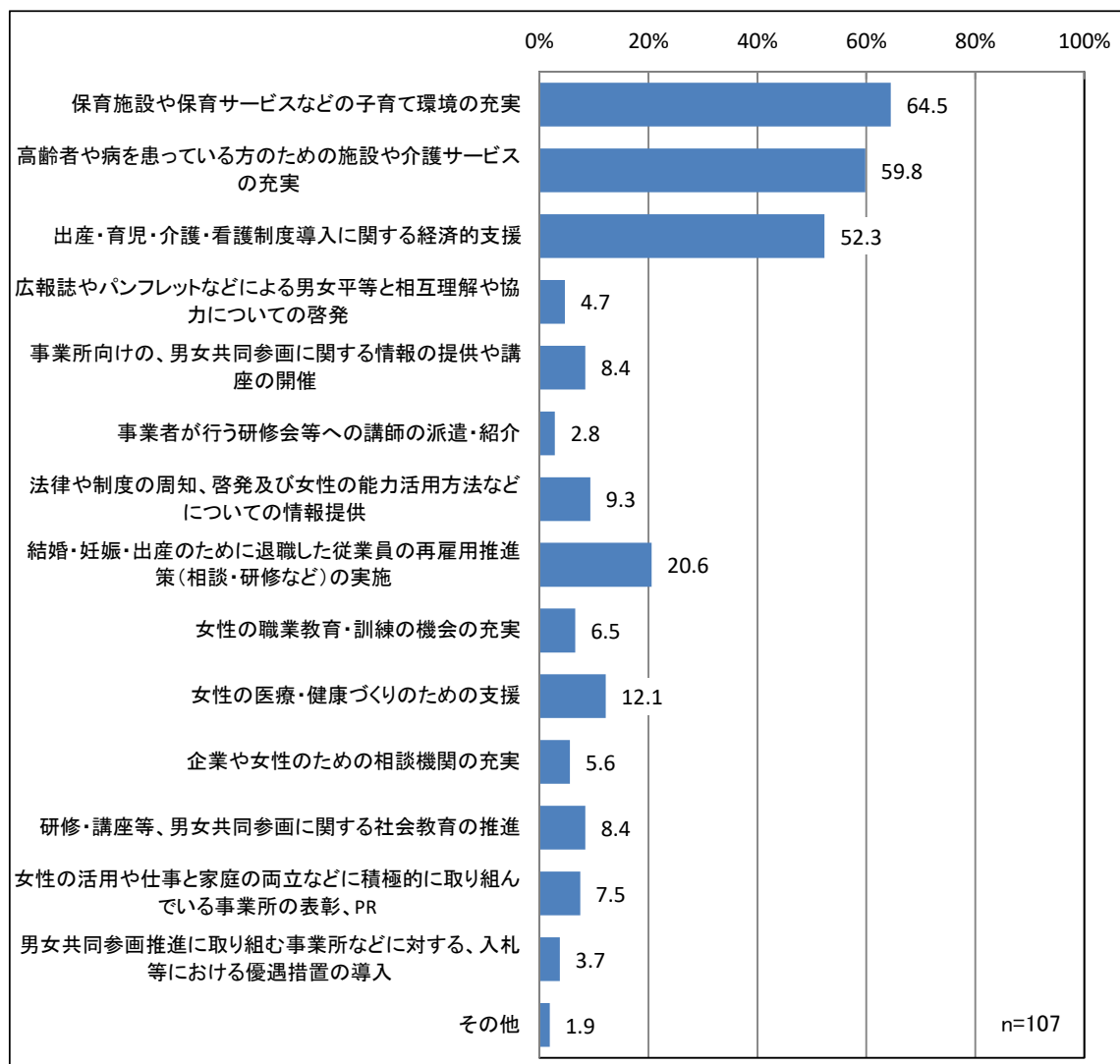
「性別に関係なく、業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修の機会を提供」57.9%が最も多く、次いで「積極的な女性の採用及び登用」47.7%、「女性のみが早めに出社し、事務所の掃除を行う、または、他の従業員のお茶くみをするなど、性別で役割分担を決めていた考え方の見直し」44.9%の順となっています。

各種取組の実施率を見てみると、50%を超える取組は「性別に関係なく、業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修の機会を提供」のみとなっています。



⑮職場における「男女共同参画」の推進について、市の事業や政策に望むこと

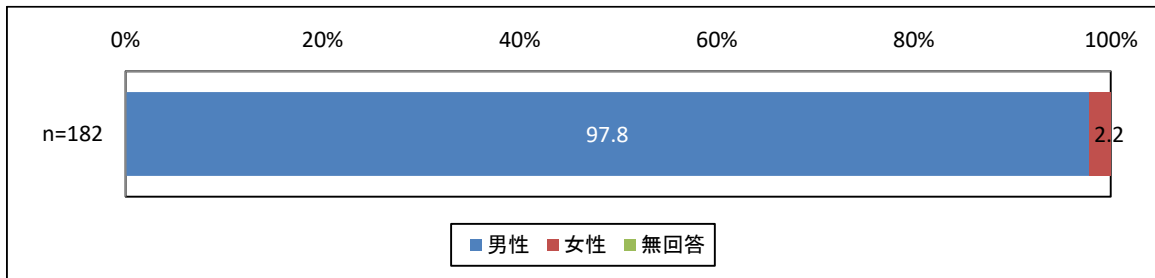
「保育施設や保育サービスなどの子育て環境の充実」64.5%が最も多く、次いで「高齢者や病を患っている方のための施設や介護サービスの充実」59.8%、「出産・育児・介護・看護制度導入に関する経済的支援」52.3%の順となっています。



(3) 自治公民館アンケート調査

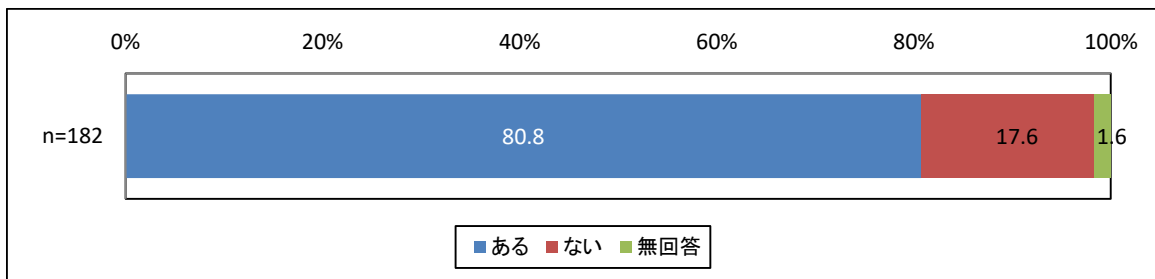
①館長（会長）の性別

男性が97.8%と大半を占め、女性は2.2%となっています。



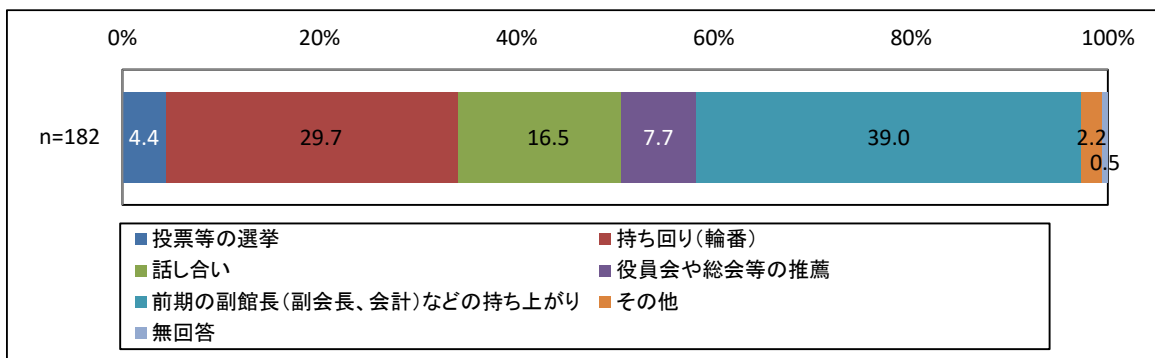
②女性部（婦人会など）の有無

「ある」と回答した自治公民館は、80.8%となっています。



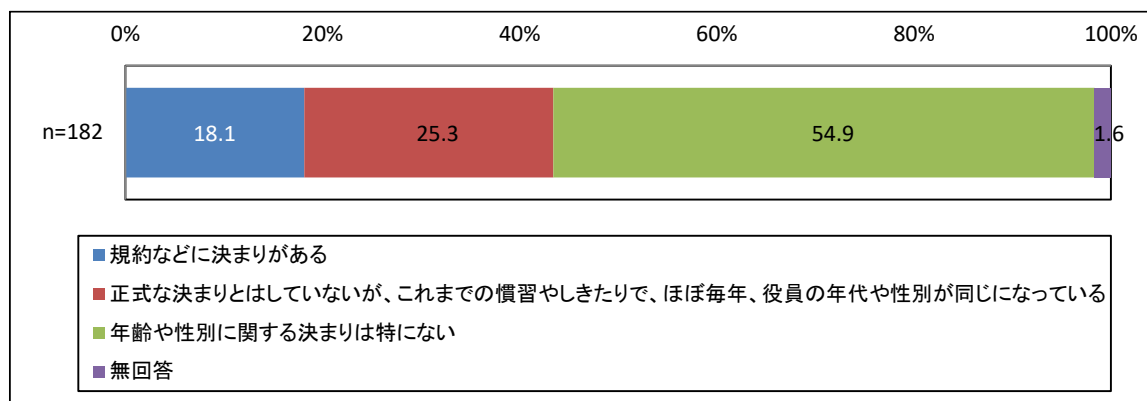
③館長（会長）選出方法

主な選出方法は、「前期の副館長（副会長、会計）などの持ち上がり」39.0%が最も多く、次いで「持ち回り（輪番）」29.7%、「話し合い」16.5%の順となっています。



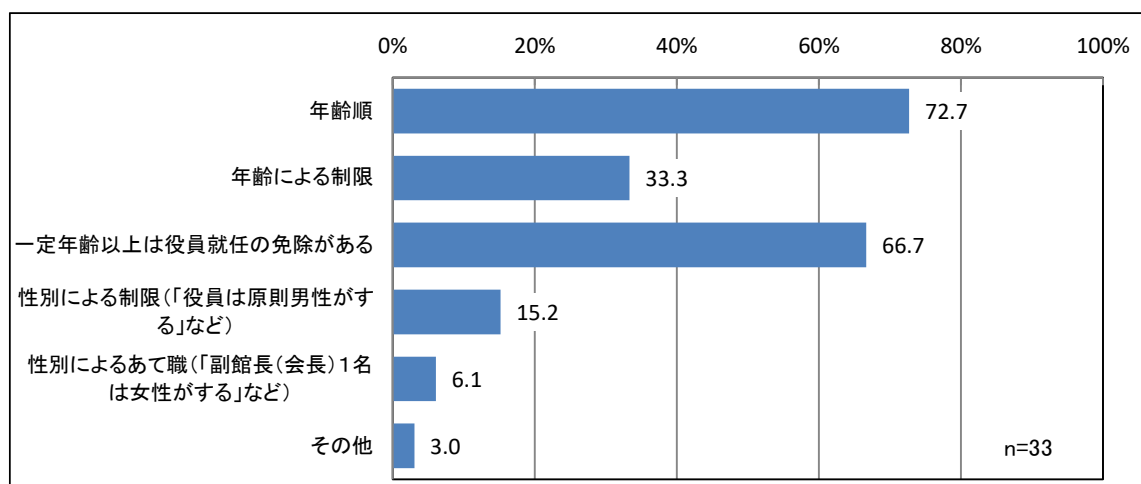
④館長以外の役員選出に関する決まりごと

「年齢や性別に関する決まりは特にない」54.9%が最も多く、次いで「正式な決まりとはしていないが、これまでの慣習やしきたりで、ほぼ毎年、役員の年代や性別が同じになっている」25.3%、「規約などに決まりがある」18.1%の順となっており、43.4%の自治公民館で、年齢や性別に関する決まりや、事実上の決め事などがあるという結果となっています。



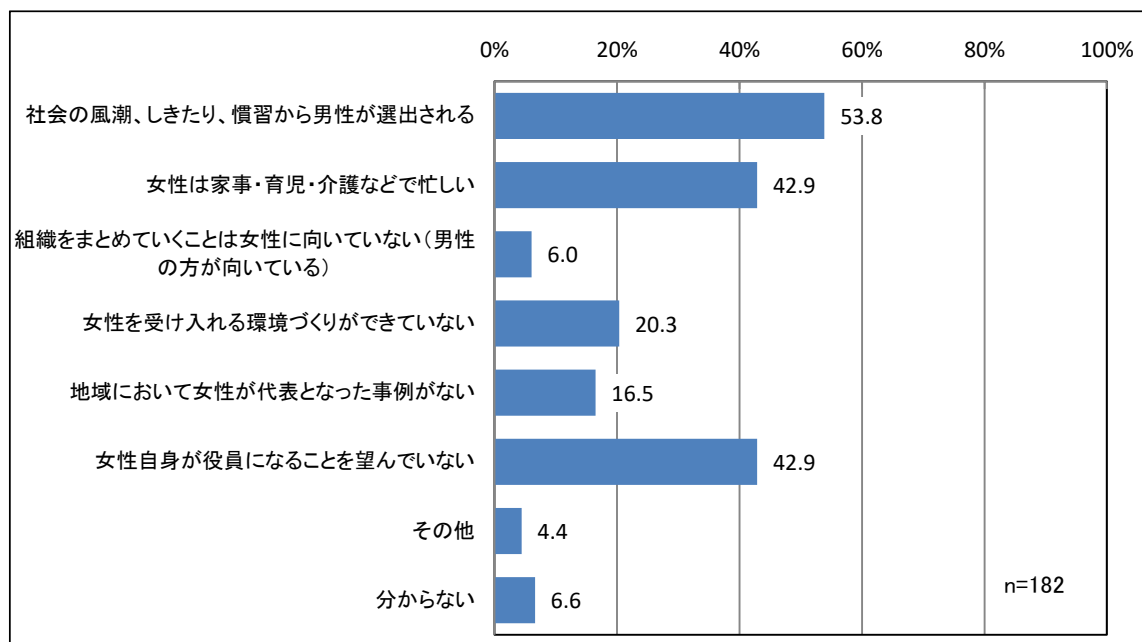
⑤役員選出に関する決まりごとの内容

決まりごとの内容としては、「年齢順」72.7%、「一定年齢以上は役員就任の免除がある」66.7%が主な内容となっています。



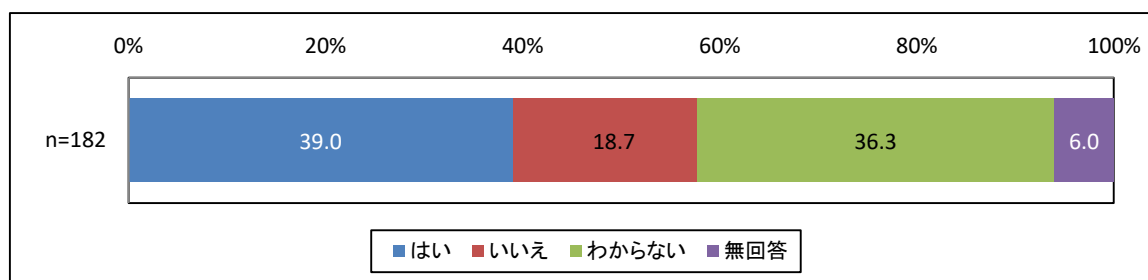
⑥地域団体の役員に女性が少ない原因

「社会の風潮、しきたり、慣習から男性が選出される」53.8%が最も多く、次いで「女性は家事・育児・介護などで忙しい」42.9%、「女性自身が役員になることを望んでいない」42.9%、「女性を受け入れる環境づくりができていない」20.3%の順となっています。



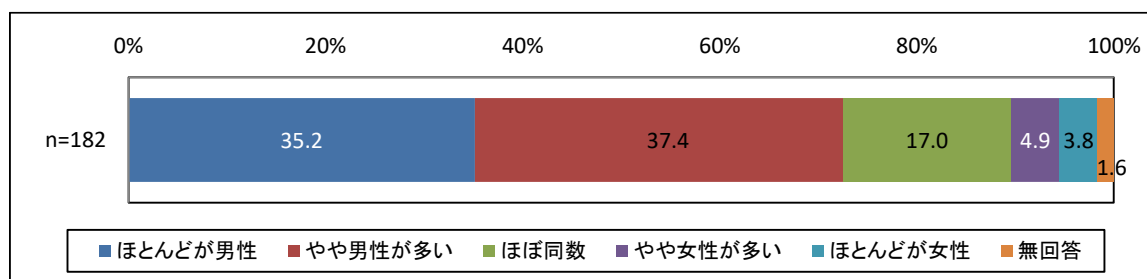
⑦今後、役員に女性の登用を増やそうと考えているか。

「はい」39.0%という回答が最も多くなっていますが、「いいえ」18.7%と、「わからない」36.3%を合わせた半数以上の自治公民館が、女性役員を増やすことに悩まれているようです。



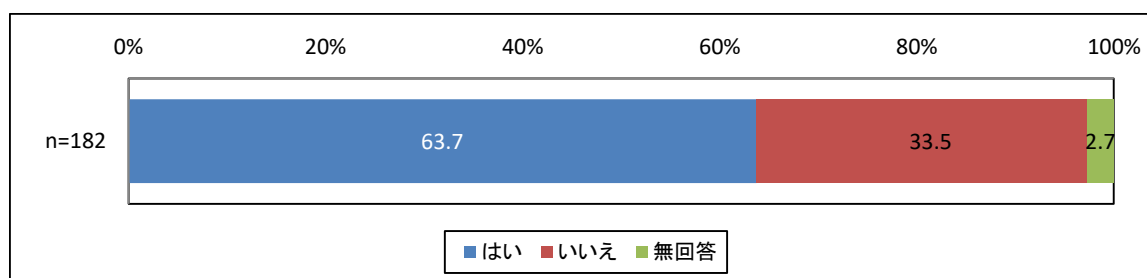
⑧集会開催時の出席者の性別

「ほとんどが男性」35.2%、「やや男性が多い」37.4%という回答をあわせた、70%以上の自治公民館で男性の出席者の方が多いという結果となっています。



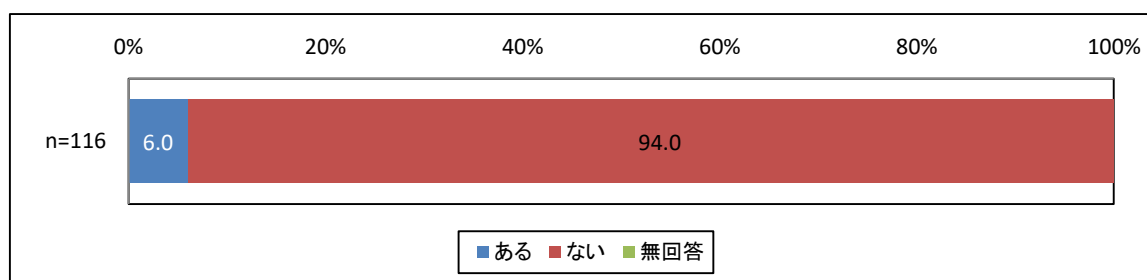
⑨奉仕作業を欠席した場合の「過怠金」などを設けているか

「はい」という回答は63.7%と、「過怠金」を設けている自治公民館が多いという結果となっています。



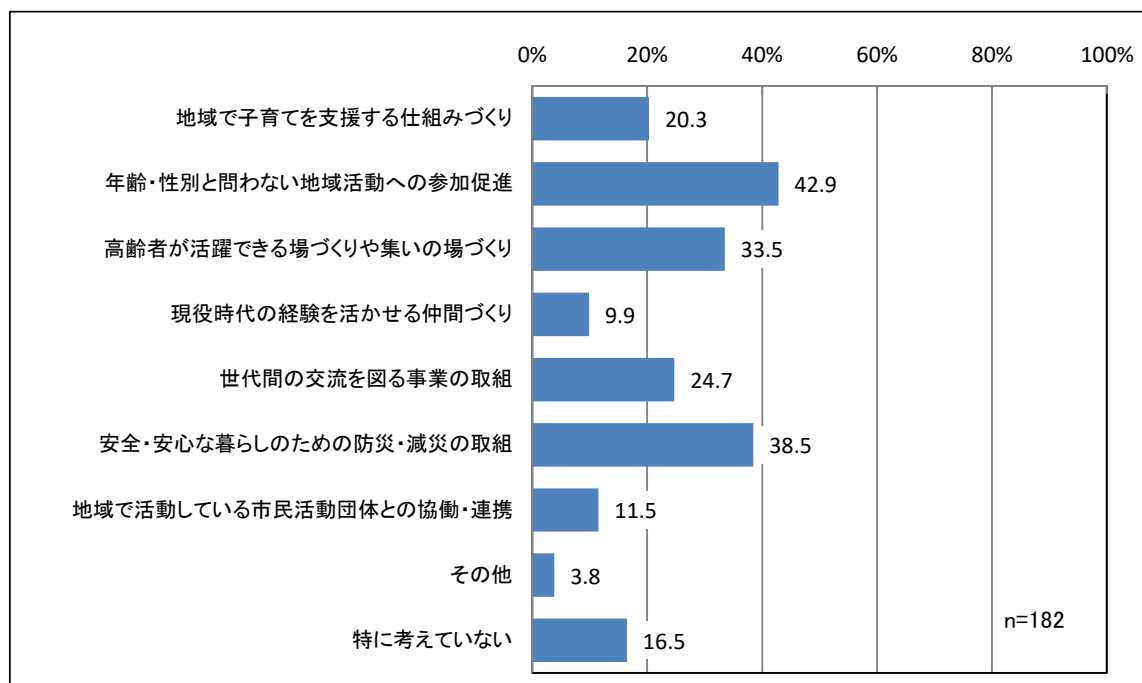
⑩女性が参加した場合の過怠金制度を設けているか

「過怠金」を設けている自治公民館のうち、「(道づくりなどに)女性が参加した場合の過怠金を設けている」が6.0% (7自治公民館)という回答となっています。



⑪今後、自治公民館として取り組んでいきたいと思うこと

「年齢・性別と問わない地域活動への参加促進」42.9%という回答が最も多く、次いで「安全・安心な暮らしのための防災・減災の取組」38.5%、「高齢者が活躍できる場づくりや集いの場づくり」33.5%の順となっています。



第3章 計画の基本理念

1 基本理念

「第1次吉崎市男女共同参画基本計画」では、女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に共に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目指し、「男女（とも）に築こう自分らしく輝けるまち『吉岐』」の基本理念のもと、施策を推進してきました。

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「第1次吉崎市男女共同参画基本計画」で定めた基本理念を継承し、引き続き目標の達成に向けた施策を推進します。

基本理念 **と男女に築こう自分らしく輝けるまち
「吉岐」**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、五つの基本目標を設定し、施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
-------	----------------------

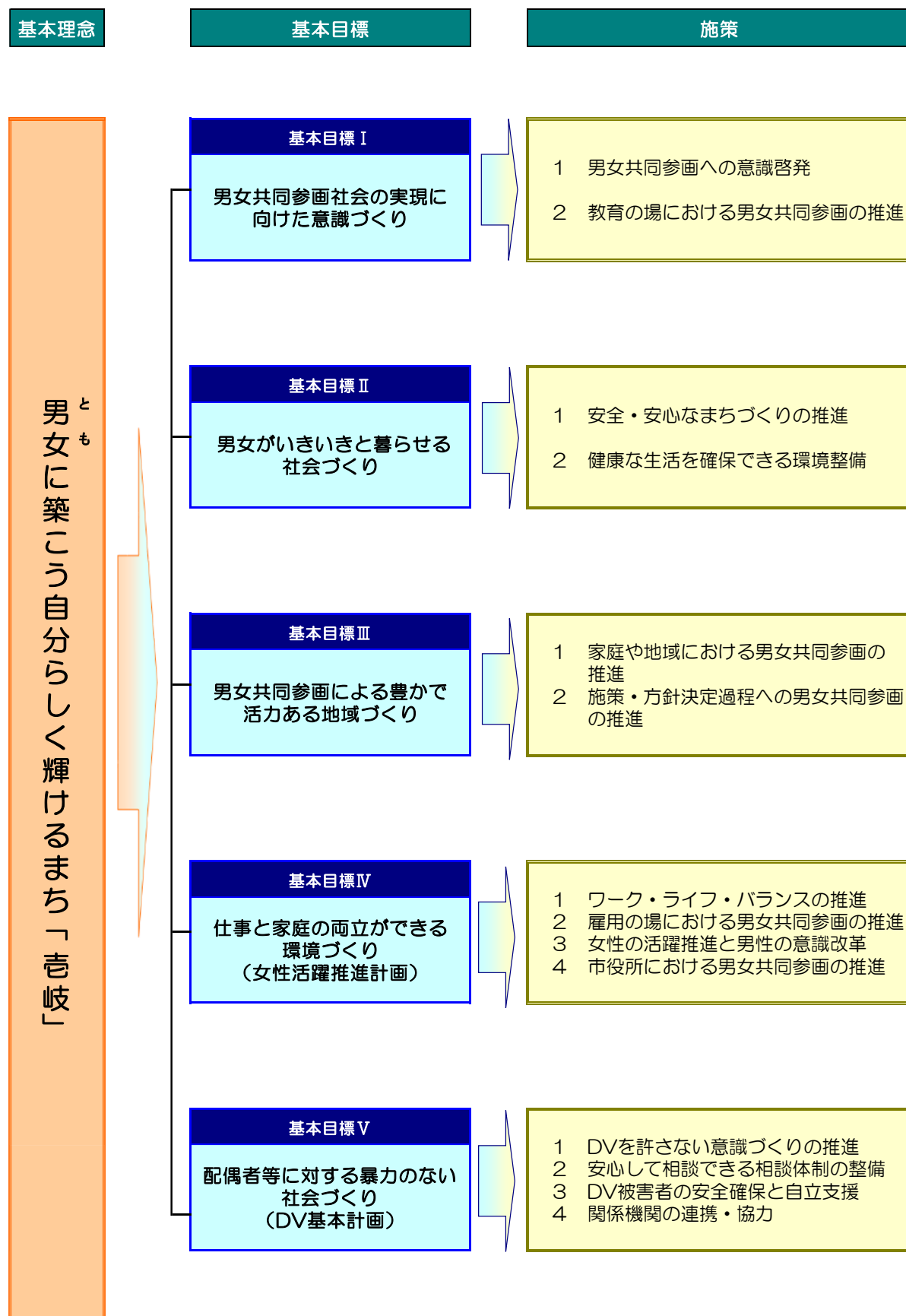
基本目標Ⅱ	男女がいきいきと暮らせる社会づくり
-------	-------------------

基本目標Ⅲ	男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり
-------	-----------------------

基本目標Ⅳ	仕事と家庭の両立ができる環境づくり
-------	-------------------

基本目標Ⅴ	配偶者等に対する暴力のない社会づくり
-------	--------------------

3 施策の体系



第4章 具体的な施策の推進

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女がそれぞれ一人の人間として能力を発揮できる社会・吉崎市の実現をめざし、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、男女共同参画社会の実現に向け、教育環境の整備及び学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

【成果目標】

指標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 38 年度
家庭生活において男女が平等であると感じている市民の割合	41.4%	50.0%
「男女共同参画」の内容を知っている市民の割合	36.2%	70.0%
男女共同参画に関する講演会、研修会、出前講座などの開催	年 2 回	年 5 回以上
学校教育の場において男女が平等であると感じている市民の割合	55.2%	65.0%

1 男女共同参画への意識啓発

【現状と課題】

市民の意識や行動、社会制度・慣行等の中には、性別による偏りや男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。

男女間の不平等は人権の問題でもあります。現実には性別による役割分担意識があることから、社会の様々な場面で、女性が男性に比べ、不利な状況にあることが指摘されています。

「市民アンケート調査」によると、男女平等に関する意識（P7 ②男女平等に関する意識 参照）では、「学校教育の場」「家庭生活」「職場」において、比較的平等とした意識が高くなっていますが、「社会通念・慣習・しきたり」「政治・経済活動の場」では、まだまだ男性優遇の意識が高いという結果が見られます。

このような固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの個性と能力によって生き方を選択し、対等な立場でお互いを支えあう社会にするためには、市民一人ひとりの意識の見直しが必要です。

一人ひとりがこのような意識に気づき、しきたりや慣習について見直すなど、できるところから行動していくことが大切であり、そのため様々な情報の発信など積極的な啓発活動への更なる取組が必要です。

【具体的施策】

（１）市民意識の変革と形成

人権を尊重した社会の実現には、未だ根強く残っている「男が仕事、女は家庭」といった固定的な性別による役割分担意識を見直す必要があります。吉崎市は様々な活動を通して市民意識の変革と形成を促し「やさしさと思いやりで築く安心のまちづくり」を進めます。

施策の内容	担当課
人権に関する意識啓発	総務課
人権週間（毎年 12 月 4 日～10 日）や男女共同参画週間（毎年 6 月 23 日～29 日）を活用した意識啓発活動の実施	総務課 政策企画課

（２）各種講演会・研修会・講座の開催による意識啓発

男女共同参画をテーマとした講演会・研修会を開催し、男女共同参画についての正しい理解や男女共同参画社会の理念の普及・啓発に努めます。

施策の内容	担当課
男女共同参画社会実現に関する講演会や体験型の研修会等の開催	政策企画課

（３）市行政における人権尊重の徹底

市政運営にあたり、常に人権尊重の視点から各種事業を展開する必要があります。市では職員意識の向上等を図り、あらゆる市政運営において人権尊重を徹底します。

施策の内容	担当課
職員研修等を通じて人権の尊重を徹底	総務課
市が刊行する広報紙、資料及びウェブサイト等の表記を見直し	総務課

（４）男女共同参画社会に関する情報収集・提供

国や県、及び関係団体が発信する男女共同参画社会の実現に向けた取組等について情報収集し、それらを市民に対し情報提供します。

施策の内容	担当課
市広報等を通しての情報提供	政策企画課
市ホームページを通じての情報提供	政策企画課

2 教育の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

教育の場においては、これからの社会を担う子ども達が、社会の中で自分らしく生きていくために、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。また、社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識できるような学習の機会が必要です。

「市民アンケート調査」による、「学校教育の場」における男女平等に関する意識（P7 ②男女平等に関する意識 参照）では、「平等」とする回答が 55.2%と半数以上を占めているものの、男性優遇という意見も、少数ですが存在します。

【具体的施策】

（1）学校、家庭及び地域における男女平等の推進

保育、学校教育の場において使用する教材等には人権尊重及び男女平等といった意識が既に大部分において導入されていますが、保育士や教職員の発する言葉、態度などを通じて、気づかないまま子どもたちの価値観形成に影響を与えていることも考えられます。これらに対応するため、性別にとらわれず個人を尊重する教育を更に充実させる必要があります。

また、生涯を通じて男女がともに参加できる学習環境の充実を図ります。

施策の内容	担当課
各種研修を通じての教職員及び保護者等の意識啓発	こども家庭課 学校教育課
人権の尊重や男女平等に関する教育の実践	学校教育課
学校生活や運営における慣行の見直し	こども家庭課 学校教育課
生涯学習情報の提供及び生涯学習環境の充実	社会教育課

（2）教育のための情報提供と環境整備

人権が尊重される男女共同参画社会実現のために、意識啓発を促すため適切な情報の提供に努めます。また、必要な環境整備も併せて推進していきます。

施策の内容	担当課
教育関係者に対する情報提供	学校教育課
学校及び市立図書館における男女共同参画に資する図書の充実	学校教育課 社会教育課
生涯を通じた学習環境の充実	社会教育課

基本目標Ⅱ

男女がいきいきと暮らせる社会づくり

誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、犯罪に巻き込まれない、災害時であっても安全に避難できるなど、防犯・防災体制の整備が必要です。

また、男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々なシーンに応じた健康支援に取り組み、心身の健康の維持増進を図ります。

【成果目標】

指標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 38 年度
壱岐市結婚応援隊の登録者数	7 人	14 人
特定健診受診率	50.0%	60.0%

1 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

本格的な少子・高齢社会の到来に向け、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、地域コミュニティにおける防犯・防災活動や災害復興には、男女共同参画の視点が大変重要です。

増加及び多様化する犯罪に備えた犯罪防止の取組や関係機関との連携などが必要となります。

また、被災時には、男女のニーズの違いの把握を行った上で、避難所の設営を行うなどの防災体制の整備を行う必要があります。

【具体的施策】

(1) 地域ぐるみですすめる安全・安心なまちづくり

近年、地域における犯罪は増加傾向にあります。壱岐市では老若男女すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の内容	担当課
保育所、学校、病院及び警察等との連携強化	こども家庭課 学校教育課 危機管理課
行政と地域が一体となった犯罪防止の取組	危機管理課
家庭におけるコミュニケーションの充実及び、しつけ等の教育力の強化	こども家庭課 学校教育課 社会教育課
市役所内における相談窓口の設置	危機管理課

(2) 男女のニーズの違いを考慮した防災体制の整備

災害や防災について意識し、被害を少しでも軽減できるように、男女の参画による自主防災活動の支援・活性化を図るとともに、被災時には、男女のニーズの違いを意識した避難所の整備を行います

施策の内容	担当課
男女共同参画による自主防災活動の充実	危機管理課
男女のニーズの違いを意識した避難所の整備	危機管理課

2 健康な生活を確保できる環境整備

【現状と課題】

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、思いやりを持ち生活していく事が重要であり、男女それぞれに応じた健康づくりの充実が必要です。

少子高齢化に歯止めをかけるためにも、妊娠、出産及び育児への支援はもとより、新たな出会いを含めた結婚への支援も重要となってきます。

また、増加傾向にある高齢者が経験を生かし、地域社会との関わりを持ち続け、自分らしく充実した生活をおくれるようにするとともに、介護を支援する環境の整備を行う必要があります。

【具体的施策】

(1) 健康づくりの支援

心身の健康を保持することにより、健やかに安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

施策の内容	担当課
市民の健康増進を支援する仕組みづくり及び「苓崎市保健事業計画」「苓崎市データヘルス計画」の推進	健康保健課
各種保健事業（相談・健康診断・教育）の充実	健康保健課 学校教育課
健康づくりのためのスポーツの奨励や普及啓発	社会教育課 健康保健課 市民福祉課



(2) 時代に相応した結婚及び子育て支援

深刻な社会問題となっている少子高齢社会に歯止めをかけるためにも、生活様式（ライフスタイル）の多様化に対応した、結婚の支援や安心して子育てができる環境の整備を推進します。

施策の内容	担当課
結婚相談事業の充実	政策企画課
男女の出会いの場の提供	政策企画課
未満児、延長保育の充実	こども家庭課
子育て支援事業の充実	こども家庭課
学童保育の充実	こども家庭課
男女が協力しあい子育てができる環境整備	こども家庭課 学校教育課 社会教育課
ひとり親家庭等への生活支援	こども家庭課

(3) 母子保健サービスの拡充

妊娠や出産などに対する支援を充実させるとともに、次世代を担う子どもたちを健やかに育てることができる環境整備に努めます。

施策の内容	担当課
妊娠、出産及び育児に対する不安等を軽減する支援体制の充実	こども家庭課 健康保健課
母子に対する健康診査、健康診断、訪問指導等の充実	健康保健課
育児交流や親のための交流の場の提供	こども家庭課 健康保健課

(4) 高齢者の自立生活支援のための環境整備

高齢期の男女がともに健康でいきがいをもって自立した生活ができる環境づくりに努めます。

施策の内容	担当課
高齢者の雇用機会提供	市民福祉課
高齢者向けのスポーツ、文化活動の推進・支援	市民福祉課 社会教育課
シルバー人材センターの運営支援	市民福祉課
高齢者の技術や知識・経験の活用	関係各課

(5) 介護を支援するための環境整備

介護される人、または、介護を行う人にとって安心できる環境づくりに努めます。

施策の内容	担当課
介護サービスが利用しやすい環境づくり	健康保健課
男女が共に協力して参加できる介護環境づくり	健康保健課
介護サービス事業の充実	健康保健課
介護する方への支援の拡充や相談窓口体制の充実	健康保健課



基本目標Ⅲ

男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり

「活力ある地域づくり」の推進には、家庭生活と仕事や地域活動などが両立できる社会の実現が必要です。家庭生活において家族の一人ひとりがお互いを尊重しあい、相互に協力しあえる環境づくりをめざします。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図るため、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取組に対する支援や、市の政策や方針決定過程への参画などの取組を積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めていきます。

【成果目標】

指標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 38 年度
地域において女性が差別されるような慣習等があると思う人の割合	15.5%	10.0%
女性が参加した場合の過怠金制度を設けている自治公民館の数	7 か所	0 か所
自治公民館における女性館長の割合	2.2%	5.0%
各種審議会・委員会等への女性参加率	17.0%	30.0%
女性人材バンクの登録者数	6 人	36 人

1 家庭や地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

「市民アンケート調査」によると、家庭内の家事などの分担（P8 ③家庭内の役割分担参照）においては、ほとんどの項目において「夫婦で分担」することが理想であるのに対し、現実には「主に妻」が行っているとした現状です。家事・育児・介護など男女を問わず家族全員で分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、家庭教育等を通じたジェンダーにとらわれない意識の改革などが必要です。

地域活動の中においても、男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られ、婦人会などによる地域活動の中で活躍する女性は多いにもかかわらず、組織の代表者など役職は男性がほとんどを占めているのが現状です。

「自治公民館アンケート調査」によると、婦人会などの女性部がある自治公民館（P23 ②女性部（婦人会など）の有無 参照）は8割以上にのぼるものの、女性の館長の割合（P23 ①館長（会長）の性別 参照）は 182 公民館中 4 公民館と非常に少なくなっています。一方、今後女性役員の登用を考えている公民館（P25 ⑦今後、役員に女性の登用を増やそうと考えているか 参照）は4割近くとこれまでの自治公民館活動を見直そうとする動きもみられるようです。

地域活動を活性化し、男女共同参画を進めるためには、より多くの人々が活動に参加する

とともに、活動の場での社会通念や慣習・しきたりなどの固定的な役割分担意識を是正することが必要です。

【具体的施策】

（１）男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備

家庭内での負担が偏らないよう、一人ひとりが家族の一員であることへの認識、理解のための情報提供や意識啓発に努めます。

施策の内容	担当課
家庭内での負担の見直し、家事・育児の社会的重要性の啓発	政策企画課
男性の家事・育児・介護への参加啓発	政策企画課
広報紙等を通じた意識啓発	政策企画課

（２）地域活動における男女共同参画の推進

一人ひとりがそれぞれの地域において能力を発揮できるような意識啓発に努め、住みやすい地域づくりを進めます。

施策の内容	担当課
地域における慣行の見直し	政策企画課
男女が共同で行う地域活動の支援	政策企画課
自治会等での意思決定過程への女性参画拡大	政策企画課

（３）自主的な市民活動への支援

市民による自主的なボランティアやNPO活動団体の設立及び運営を支援するとともに、女性関係団体のネットワーク化を促し、行政と市民協働によるまちづくりを推進します。

施策の内容	担当課
団体設立に対する支援	政策企画課 市民福祉課
活動継続に対する支援	政策企画課 市民福祉課
既存団体等にとらわれず市民参加ができる環境づくり	政策企画課
女性関係団体の連携支援	政策企画課

2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

各審議会・委員会等への女性の登用率を、平成 30 年度までに 30%にすることを目的としていますが、現状、女性登用率は 17%となっており、20%未満の状態が続いています。

これまで女性の人材把握ができていなかったことも登用率が上がらなかった原因の一つであると考え、女性人材バンク（つばきぽけっと）の設置を行いました。

また、「市民アンケート調査」による、男女共同参画社会を進めるために必要な取組（P16 ⑬男女共同参画社会を進めるために必要な取組 参照）では、「市への審議会委員や管理職等に女性を積極的に登用する」の回答が多くなっています。

政策・方針決定過程へ男女が共に参画することができ、双方の意見が対等に反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発を行うとともに、市の審議会等委員への積極的な登用の推進を図ります。

また、民間企業等においても方針等の決定の場に女性が参画できるよう啓発活動などを展開します。

【具体的施策】

（１）市の施策・方針決定過程への女性参画の拡大

市政運営において、「人にやさしい、わかりやすい仕組みづくり」をすすめるためにも、女性が積極的に方針決定や企画立案過程に参画できるよう、女性人材バンクの登録者数の増加を図るなど、女性をとりまく環境整備を促進します。

施策の内容	担当課
各種審議会・委員会等への女性参加率の向上促進	総務課 政策企画課
女性の管理職への登用比率向上に向けた人材育成	総務課

（２）事業所・各種団体等への推進支援

民間企業における意思決定過程への女性参画比率向上に向けた各種啓発活動を実施します。

施策の内容	担当課
性別に関わりなく有能な人材が管理職へ登用されるよう啓発活動を実施	政策企画課

基本目標Ⅳ

仕事と家庭の両立ができる環境づくり

男女が家族の一員として、その責任を果たしながら仕事を継続することができ、多様でかつ柔軟な働き方を可能とし、互いの人権を尊重し対等なパートナーとして気持ち良く働くことができるよう、市民や事業所に対して啓発や情報提供などを通じたワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

「女性活躍推進法」がめざす女性が十分に能力を発揮し活躍できるような環境の整備を行うためには、社会全体で子育てを支援する環境づくり、高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりが重要です。

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、既存の固定的な性別による役割分担意識等を解消し、自らの意識と能力に応じて、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現をめざします。

【成果目標】

指標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 38 年度
女性の事業主・管理職(係長以上)がいる事業所の割合	4.7%	10.0%
育児休業制度を規定している事業所の割合	53.3%	60.0%
介護休業制度を規定している事業所の割合	43.9%	50.0%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	19.8%	30.0%
「仕事」と「家庭」をともに優先している市民の割合	19.8%	30.0%
市役所の管理職における女性登用率	10.9%	15.0%

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

「市民アンケート調査」による、仕事とワーク・ライフ・バランス（P11 ⑦優先したい暮らし方 参照）では、理想としては男女ともに「仕事と家庭をともに優先したい」と考えてはいるものの、現実的には男性は「仕事を優先」、女性は「家庭を優先」が多いという結果となり理想と現実に大きな開きが見られます。

また、「事業所アンケート調査」による、ワーク・ライフ・バランスの理解度（P19 ⑩ワーク・ライフ・バランスの理解度 参照）では、「理解している」という回答は2割強と大変少なくなっています。

こうした問題を解決するために、ワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠であり、市民に対して情報提供を図るとともに、事業所等に対して、啓発や情報提供等を行っていく必要があります。

【具体的施策】

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進を行うため、市民や事業者に対する講座や研修などの啓発を行います。

施策の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	政策企画課
事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	政策企画課

2 雇用の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

「市民アンケート調査」による、職場における男女の平等感（P12 ⑧職場における男女の平等感 参照）では、ほとんどの項目で「平等である」という回答が最も多くなっているものの、男性優遇という回答も多く見られました。

雇用の場での均等な機会と待遇の確保を図るため、あらゆる分野での意識改革を進める取組が必要です。そのためには、事業所に対して男女平等に関する取組を推進するとともに、すべての男女に対して、性別により差別されることなく労働が正当に評価され、経済的地位が確保されるような労働環境の整備、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境の整備など、適正な労働条件の整備の促進について啓発活動が必要です。

今後は、ハローワーク、商工会、労働基準監督署等関係機関と連携を図りながら広報・啓発活動を充実させていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 事業所等に対する啓発活動の推進

既存の制度・慣行の見直しを促すべき、男女共同参画の基本理念や市の基本計画について事業主を対象に理解を促し、事業所内における啓発活動を推進します。

施策の内容	担当課
事業所等への情報提供	政策企画課
事業主に対する啓発活動	政策企画課
事業所等への女性管理職登用についての啓発の推進	政策企画課

3 女性の活躍推進と男性の意識改革

【現状と課題】

近年、働く女性は増加傾向にあるものの、一方で仕事の他に家事、子育て、介護等を多く担っている現状があります。

女性が十分に能力を発揮し、職場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍できるような環境整備に向けて、情報の提供や啓発などを推進するとともに、子育て支援の充実を図る必要があります。

「市民アンケート調査」によると、家庭内の家事などの分担（P8 ③家庭内の役割分担参照）においては、ほとんどの項目において「主に妻」が行っているという回答が得られました。

女性の活躍推進のためには、子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、男性の家事、育児、介護への積極的な参画が必要です。

【具体的施策】

（１）仕事と家庭が両立できるための環境整備

現代の多様な生活様式（ライフスタイル）に対応した子育て支援や介護サービス等を実施し、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりを支援します。

施策の内容	担当課
男女が協力し、家事及び介護ができる環境整備	健康保健課 市民福祉課
社会及び会社組織における社会保障制度の徹底と充実	健康保健課 市民福祉課
未満児、延長保育の充実（再掲）	こども家庭課
子育て支援事業の充実（再掲）	こども家庭課
学童保育の充実（再掲）	こども家庭課
男女が協力しあい子育てができる環境整備（再掲）	こども家庭課 学校教育課 社会教育課
介護・福祉サービスが利用しやすい環境づくり（再掲）	健康保健課 市民福祉課
男女が共に協力して参加できる介護環境づくり（再掲）	健康保健課
介護・福祉サービス事業の充実（再掲）	健康保健課 市民福祉課
介護する方への支援の拡充や相談窓口体制の充実（再掲）	健康保健課 市民福祉課
男性の家事・育児・介護への参加啓発（再掲）	政策企画課

4 市役所における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市では、平成 19 年 3 月に、「第 1 次 吉崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施してきました。引き続き、この取組を着実に進めるため、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を企画・立案・実施するとともに、市自らが男女共同参画推進の牽引役を果たすなど、市役所が一体となって取り組む必要があります。

【具体的施策】

(1) 市行政における男女共同参画の推進

市行政運営における既存の各種制度や慣行について見直しをはかるとともに、職員の意識改革を促し、市役所自らが男女共同参画のモデル的な職場となるよう努めます。

施策の内容	担当課
市職員への男女共同参画意識の啓発	総務課 政策企画課
「吉崎市次世代育成支援行動計画」の適切な実施	こども家庭課
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	総務課



基本目標Ⅴ

配偶者等に対する暴力のない社会づくり

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」をめざし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていきます。

【成果目標】

指標	現状値 平成 28 年度	目標値 平成 38 年度
DV被害を受けた際に「相談しなかった」市民の割合	56.3%	50.0%
デートDV 防止授業(市内中学生対象)	年1回	年1回
DVに関連する研修会の開催		2年1回

1 DV を許さない意識づくりの推進

【現状と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

「市民アンケート調査」による、DV被害に関する設問（P14 ⑩配偶者や恋人などに、次のようなことをされたことがあるか 参照）では、全ての項目において「されたことがない」という回答が大半を占めるものの、「なぐる、ける、突きとばす、なぐるふりをする、刃物を近づけておどすなど、からだへの暴行を受けた」において「されことがある」という回答もみられることから、一部に深刻な暴力が存在していることがわかります。

配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力や暴言など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることなど、DVについての正しい理解を広げていくために、広報・啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

(1) DV防止に向けた意識啓発

DV についての理解を深め、DV を許さないという意識が市民に共有されるように、情報提供や意識啓発等に努めます。

施策の内容	担当課
あらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）等）根絶に向けた啓発活動	こども家庭課 政策企画課 市民福祉課
セクシャル・ハラスメント根絶に向けた啓発活動	こども家庭課 政策企画課
行政と地域社会が連携した根絶への取組	こども家庭課 政策企画課 市民福祉課

2 安心して相談できる相談体制の整備

【現状と課題】

DV被害者は、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが必要ですが、被害者が孤立し利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合が多く、また、被害者自身に自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないケースも多く見られます。

「市民アンケート調査」による、DV被害に対する対応策（P15 ⑪DVやハラスメント被害に関する相談先 参照）では、「相談しなかった」という回答が最も多く6割近くを占め、相談しなかった理由（P15 ⑫DVやハラスメント被害を相談しない理由 参照）としては、「相談する程の事ではないと思った」という回答が6割以上もあることから、相談に至らないケースも多いと考えられます。

被害が深刻になる前に、被害者が安心して相談できる体制を整備し、市の相談窓口をはじめ、さまざまな相談窓口があることを知らせて、周知度を高めることが課題といえます。

【具体的施策】

(1) DV被害者支援に関する相談体制の整備

身近な相談窓口について広く周知を行うとともに、より専門的な相談に対応できるような体制の整備に努めます。

施策の内容	担当課
市役所内における相談窓口の設置及びその周知	こども家庭課 市民福祉課
市役所以外の各種相談窓口の紹介	政策企画課 市民福祉課
被害者の特性に応じた相談体制の確立	こども家庭課 市民福祉課
継続的な相談支援体制の整備	こども家庭課 市民福祉課

3 DV被害者の安全確保と自立支援

【現状と課題】

DV被害には、生命を脅かされる危険性が伴うことから、被害者を適切に保護し、安全確保を図ることが極めて重要になります。

被害者が安全で安心して保護を受けられるよう情報管理の徹底とともに、警察などの関係機関との連携を強化する必要があります。

また、被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時に抱えるとともに、さまざまな手続きが精神的な負担となっています。

被害者の置かれた状況を理解しながら、課題解決に関わる部署や関係機関が連携し自立支援に努める必要があります。

【具体的施策】

(1) DV被害者の安全確保のための支援

被害者の安全確保のため、状況とニーズに応じた各種支援を実施します。

施策の内容	担当課
被害者及び同伴する児童等の安全確保のための支援	こども家庭課
住民基本台帳の閲覧等の制限等、制度の適切な運用	市民福祉課

(2) DV被害者の自立に向けた支援

被害者の安全確保のため、状況とニーズに応じた各種支援を実施します。

施策の内容	担当課
就業支援や法的支援など必要に応じた情報の提供	こども家庭課
生活再建へ向けた福祉制度等についての情報の提供	こども家庭課
被害者及び同伴する児童への支援体制の整備	こども家庭課



4 関係機関の連携・協力

【現状と課題】

被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していく必要があります。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、さまざまな形での連携協力をしていくことが必要です。

【具体的施策】

(1) 関係機関、団体等との連携の推進

県、近隣市町、警察、医療機関等と連携を図りながら、被害者に対する切れ目のない支援を行います。

施策の内容	担当課
被害者支援にかかわる機関との連携	こども家庭課

第5章 計画の推進

1 男女共同参画社会実現に向けての推進

計画を総合的、効果的に推進するために市の各部門が連携して推進と進捗状況の把握にあたりとともに、国・県・関係機関等との情報交換等の連携強化を図ります。

また、市民に対しては、本計画の内容の理解を求め、男女共同参画社会実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

(1) 庁内の積極的な推進体制の整備

吉崎市男女共同参画推進本部（庁内組織）を中心として、各部門の連携を図りながら、施策を推進するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深め、自ら推進役となることができるよう研修や情報提供の充実を図ります。

(2) 市民との連携

広く市民の意見を徴収するため、定期的に吉崎市男女共同参画懇話会を開催し、計画の推進を図ります。

(3) 男女共同参画に関する調査、情報収集

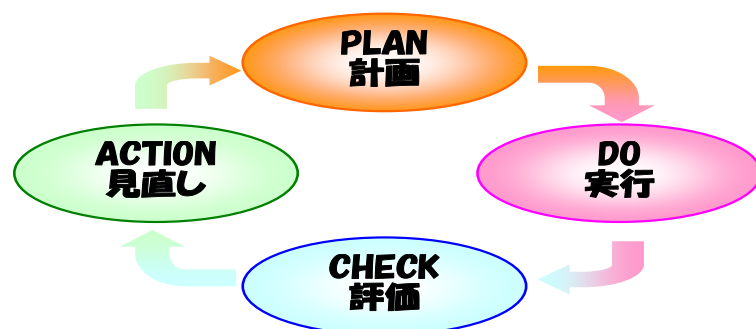
男女共同参画の現状と問題点を把握するために調査、情報収集を行い、施策の見直し、企画立案に努めます。

(4) 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況を把握し、その成果等について研究するとともに、結果を公表するなど、進行管理を行います。

また、吉崎市男女共同参画推進懇話会において、PDCAのサイクルの考え方による点検・評価を行い、本計画の円滑な運用を図ります。

○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACTION)」のプロセスを順に実施していくものです。



附 属 資 料

1 男女共同参画の推進のあゆみ

国際社会の動き

年	国際社会の動き
昭和 20 年	・ 国際連合発足 ・ 国際連合憲章採択
昭和 21 年	・ 国連婦人の地位委員会発足
昭和 23 年	・ 世界人権宣言採択
昭和 42 年	・ 婦人に対する差別撤廃宣言採択
昭和 50 年	・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) － 世界行動計画採択 － 1976 年(昭和 51 年)から 1985 年(昭和 60 年)までを「国連婦人の十年」と決定(目標: 平等、発展、平和)
昭和 54 年	・ 国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択
昭和 55 年	・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) － 国連婦人の十年後半期行動プログラム採択
昭和 56 年	・ ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)採択
昭和 60 年	・ 「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) － 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択
平成 2 年	・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
平成 5 年	・ 国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・ 国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
平成 6 年	・ 国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択
平成 7 年	・ 第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
平成 12 年	・ 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク)
平成 17 年	・ 第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)
平成 23 年	・ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称: UN Women)発足
平成 26 年	・ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)開催

日本国内の動き

年	日本国内の動き
昭和 20 年	・ 改正選挙法公布（婦人参政権）
昭和 21 年	・ 第 22 回総選挙で初の婦人参政権行使 ・ 日本国憲法公布(男女平等の明文化)
昭和 50 年	・ 婦人問題企画推進本部設置 ・ 婦人問題担当室設置
昭和 51 年	・ 国立婦人教育会館開館 ・ 民法改正（離婚復氏制度）
昭和 52 年	・ 国内行動計画策定
昭和 55 年	・ 女子差別撤廃条約署名 ・ 民法・家事審判法改正（配偶者の相続分引き上げ）
昭和 56 年	・ 国内行動計画後期重点目標策定
昭和 59 年	・ 国籍法・戸籍法改正（国籍の父母両系主義へ）
昭和 60 年	・ 男女雇用機会均等法公布（昭和 61 年施行） ・ 女子差別撤廃条約批准 ・ 国民年金法改正（女性の年金権確立）（昭和 61 年施行）
昭和 61 年	・ 婦人問題企画推進有識者会議開催
昭和 62 年	・ 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定
平成 3 年	・ 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）策定 ・ 育児休業法公布（平成 4 年施行）
平成 4 年	・ 婦人問題担当大臣任命
平成 5 年	・ パートタイム労働法公布・施行
平成 6 年	・ 男女共同参画室設置 ・ 男女共同参画審議会設置（政令） ・ 婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称
平成 7 年	・ 育児休業法改正（介護休業制度の法制化） ・ ILO156 号条約（家族的責任条約）批准
平成 8 年	・ 男女共同参画 2000 年プラン策定 ・ 優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行
平成 9 年	・ 男女共同参画審議会設置（法律） ・ 男女雇用機会均等法改正（平成 11 年施行） ・ 介護保険法公布（平成 12 年施行）
平成 11 年	・ 男女共同参画社会基本法公布・施行 ・ 食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画の促進を規定）
平成 12 年	・ 男女共同参画基本計画策定 ・ ストーカー規制法公布・施行
平成 13 年	・ 男女共同参画会議設置 ・ 男女共同参画局設置 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・ 第 1 回男女共同参画週間
平成 15 年	・ 次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・ 少子化社会対策基本法公布・施行

年	日本国内の動き
平成 16 年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行（元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等）
平成 17 年	第2次男女共同参画基本計画策定
平成 18 年	男女雇用機会均等法改正（平成 19 年施行）
平成 19 年	- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（平成 20 年施行） - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針
平成 20 年	内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置
平成 22 年	第3次男女共同参画基本計画策定
平成 25 年	- 日本再興戦略において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ - ストーカー行為等の規制等に関する法律改正 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（平成 26 年施行）
平成 26 年	- 日本再興戦略改訂 2014 において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ - 女性活躍担当大臣任命 - すべての女性が輝く社会づくり本部設置 - 女性のチャレンジ応援プラン策定
平成 27 年	- WAW! 2015（女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム）開催 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行 - 第4次男女共同参画基本計画策定 - 一億総活躍国民会議設置
平成 28 年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行

長崎県の動き

年	長崎県の動き
昭和 51 年	・ 婦人問題窓口（労政課）設置
昭和 53 年	・ 長崎県婦人問題懇話会設置 ・ 長崎県婦人関係行政推進会議設置
昭和 55 年	・ いきがい育てる長崎県の婦人対策策定 ・ 婦人問題担当企画主幹設置 ・ 第 1 回市町村担当課長会議開催
昭和 58 年	・ 長崎県婦人問題調査実施
昭和 60 年	・ ラジオミニ講座「女あれこれ」開始 ・ 情報紙「女性ながさき」創刊
昭和 61 年	・ 企画部婦人対策室設置
平成 2 年	・ 2001 ながさき女性プラン策定 ・ 婦人対策室を女性行政推進室に改称
平成 4 年	・ 審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定
平成 5 年	・ 育児休業生活資金創設
平成 6 年	・ 2001 ながさき女性プラン（第 1 次改定）策定 ・ 企画部参事監（女性行政担当）新設
平成 7 年	・ 企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
平成 8 年	・ ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～策定
平成 9 年	・ 男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第 1 回） ・ 日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始（平成 9 年～12 年）
平成 10 年	・ 男女共同参画フォーラム開催
平成 11 年	・ 長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・ 生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ・ 情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
平成 12 年	・ 新世紀創造フォーラム開催 ・ 長崎県男女共同参画計画策定 ・ 長崎県男女共同参画推進本部設置
平成 13 年	・ 男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第 2 回）
平成 14 年	・ 長崎県男女共同参画推進条例制定 ・ 長崎県男女共同参画審議会設置 ・ 長崎県男女共同参画推進員設置
平成 15 年	・ 長崎県男女共同参画基本計画策定
平成 17 年	・ 長崎県男女共同参画推進センター開設 ・ 情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称

年	長崎県の動き
平成 18 年	・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県DV対策基本計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第3回）
平成 19 年	・長崎県男女共同参画基本計画（改定版）策定
平成 20 年	・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ・長崎県子育て条例公布・施行 ・男女共同参画フォーラム in ながさき開催
平成 21 年	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第4回） ・第2次長崎県DV対策基本計画策定
平成 23 年	・第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～策定
平成 24 年	・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ・第3次長崎県 DV 対策基本計画策定
平成 26 年	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・ながさき女性活躍推進会議発足 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施（第5回）
平成 27 年	・ウーマンズジョブほっとステーション開設 ・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「長崎県男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定
平成 28 年	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・第4次長崎県 DV 対策基本計画策定 ・第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～策定

壱岐市の動き

年	壱岐市の動き
平成 16 年	男女共同参画推進グループ「ぼちぼち行こう会」主催 男女ペア料理コンテスト実施
平成 17 年	男女共同参画推進グループ「ぼちぼち行こう会」主催 男性の介護体験教室開催
平成 18 年	- 壱岐市男女共同参画推進懇話会設置 - 壱岐市男女共同参画社会づくり講演会開催
平成 19 年	- 壱岐市男女共同参画基本計画策定 - 壱岐市男女共同参画社会づくり講演会開催
平成 20 年	- 壱岐市男女共同参画推進本部設置 - 壱岐市男女共同参画推進団体「D&D IKI」の結成 - 壱岐市男女共同参画づくり講座開催
平成 21 年	壱岐市男女共同参画社会づくり講演会開催
平成 24 年	壱岐市男女共同参画社会づくり講演会開催
平成 25 年	- 壱岐市男女共同参画社会づくり講演会開催 - 男女共同参画イベント「生き生き壱岐♪粋な女性」開催
平成 26 年	- 壱岐市男女共同参画社会づくり講演会・座談会開催 - 男女共同参画推進事業「介護場のパパチカラ」開催
平成 27 年	- 壱岐市女性人材バンク「つばきぽけっと」の設置 - 市民・事業所・自治公民館意識調査実施 - 女性活躍推進事業「粋いきパソコン教室」開催
平成 28 年	- 第 2 次壱岐市男女共同参画基本計画策定 - 女性活躍推進事業「ハンドメイドのワークショップ」開催

2 吉崎市男女共同参画懇話会規則

○吉崎市男女共同参画推進懇話会規則

平成 18 年 3 月 29 日

規則第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吉崎市付属機関設置条例（平成 18 年吉崎市条例第 9 号）により設置された吉崎市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 懇話会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 有識者
- （2） 各種団体の代表者
- （3） その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会長）

第 4 条 懇話会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第 6 条 懇話会の庶務は、政策企画課において処理する。

（雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 1 日規則第 41 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この規則の施行の際、現に委嘱されている吉崎市男女共同参画推進懇話会の委員の任期は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

3 壱岐市男女共同参画推進懇話会名簿

平成27年6月10日～平成29年3月31日

委員氏名	所 属
武原 由里子	長崎県男女共同参画推進アドバイザー
今西 洋子	長崎県男女共同参画推進員
赤木 貴尚	長崎県男女共同参画推進員
長岡 信一	壱岐市公民館連絡協議会会長（H27年9月1日～）
橋本 佳久	壱岐市PTA連合会（H28年6月8日～）
堀川 敬介	壱岐市農業協同組合
田口 チズ子	壱岐人権擁護委員協議会
中永 千津子	元長崎県男女共同参画推進アドバイザー
瀬川 伸幸	元長崎県男女共同参画推進アドバイザー

4 吉崎市男女共同参画推進本部設置要綱

○吉崎市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 20 年 6 月 30 日

訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、吉崎市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長は、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めたときは、推進本部の会議に関係部局の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、企画振興部政策企画課において処理する。

(補足)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	役職名
本部長	副市長
副本部長	企画振興部長
本部員	総務部長
	市民部長
	保健環境部長
	農林水産部長
	建設部長
	教育次長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長

5 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の

規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

6 長崎県男女共同参画推進条例

平成14年3月25日議決

平成14年3月27日公布

平成14年4月1日施行

目 次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第7条—第16条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第17条—第19条)

第4章 長崎県男女共同参画審議会(第20条)

第5章 雑則(第21条)

附則

男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。

少子高齢化の進展が著しい長崎県においては、課題達成はより緊急なものとなっているが、現状では、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、政策及び方針の決定過程への女性の参画は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。

長崎県民が、その地域性や県民性を活かし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、生きがいと責任を持って暮らす活力ある豊かな社会を形成していくためには、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント的な言動により相手方の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制及び機能を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（基本計画の策定）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴くとともに、長崎県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置への協力等）

第8条 県は、市町村、県民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、その附属機関等における委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

（男女の職業生活と家庭及び地域生活の両立の支援）

第9条 県は、男女が共に職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立することができるように支援するものとする。

（農林水産業及び商工業等自営業の分野における環境整備）

第10条 県は、農林水産業及び商工業等自営業の分野において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるため必要な環境整備に努めるものとする。

（民間活動への支援）

第11条 県は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（男女共同参画に関する教育及び普及啓発並びに人材養成）

第12条 県は、広報活動の充実を図り、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育その他あらゆる分野の教育において、男女共同参画の視点に立った教育を行う等男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項に規定する教育及び普及啓発等男女共同参画を推進するための人材を養成するものとする。

（相談等の処理）

第 13 条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、県民から相談があった場合は、これを関係機関と連携し適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から苦情の申し出があった場合は、これを適切に処理するものとする。

3 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、長崎県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査研究）

第 14 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

（事業者への協力依頼）

第 15 条 県は、男女共同参画の推進に当たり必要があると認められる場合には、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができるものとする。

（年次報告）

第 16 条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第 17 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為を行ってはならない。

（性別による権利侵害があった場合の措置）

第 18 条 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められる場合は、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの改善その他必要な措置を講ずるように指導を行うことができるものとする。

2 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（公衆に表示する情報に係る制限）

第 19 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を行わないように努めなければならない。

第4章 長崎県男女共同参画審議会

(長崎県男女共同参画審議会)

- 第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するため、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
 - 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
 - 4 委員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。
 - 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10の4未満であってはならない。
 - 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任されることができる。
 - 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第5章 雑 則

(規則への委任)

- 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属

官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

（第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て）

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものと

する。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又

は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日
- (2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目 次

第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 基本方針等（第5条・第6条）
第3章 事業主行動計画等
第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
第3節 特定事業主行動計画（第15条）
第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
第5章 雑則（第26条—第28条）
第6章 罰則（第29条—第34条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、

相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」とい

う。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合そ

の他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第(2)号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な

実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活

における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う

ものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- (2) 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 用語解説

(あ行)	
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。 「労働力率」…15歳以上の人口に占める労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計）の割合。
NPO	民間非営利活動組織などと略され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体をいう。 (Non Profit Organization)
(か行)	
家族的責任	家事・育児・介護を分担する責任は、男女平等に分担すべきであり、その家族的責任を担うことによって職業上差別されることがあってはならないということが国際的に認められた考え。
協働	それぞれの主体が、自らの責任と役割を認識し、協力しながら物事を進めること。
国勢調査	調査時に日本に居住するすべての人を対象に、人口、世帯に関し、男女、年齢、国籍、就業状態、仕事の種類などを調べる国の最も基本的、かつ規模の大きな調査。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
(さ行)	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
次世代育成支援対策推進法	次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備する対策に関する基本理念や関係者の責務等について定めた法律。
女性活躍推進法	【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】 女性の職業生活においてにおける活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。
女性人材バンク	市内に居住、又は在勤する満20歳以上で、市の審議会等の委員として活動する意欲がある女性を申請により登録し、市が設置する審議会等、市の政策方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指すための制度。
セクシュアル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にさらされる場所へのわいせつな写真の掲示などの性的いやがらせのこと。職場内のみならず、施設における職員とその利用者の間、団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりうる。 略して「セクハラ」と言われている。
積極的改善措置	男女共同参画社会基本法では、「活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供すること」をいう。

(た行)	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。 男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指している。
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。
デートDV	婚姻関係にない交際相手からの暴力のこと。
特定事業主行動計画	(次世代育成支援対策推進法) 「次世代育成支援対策推進法」第19条において、国の各道府県や地方公共団体等に義務付けられた職員の仕事と子育ての両立を図るために必要な環境整備等を進めることを目的とする計画 (女性活躍推進法) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に基づき、国の各府省や地方公共団体等が策定する女性活躍の推進に向けた取組に関する行動計画。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。
(は行)	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	【配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律】 配偶者からの暴力に係る通報・相談等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。国・地方公共団体には配偶者からの暴力と被害者の保護が責務として明示されている。
ハラスメント	いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』のこと。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをさす。たとえば、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど。
(ら行)	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。

(わ行)	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。平成 19 年 12 月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。





第2次壱岐市男女共同参画基本計画

発 行 平成 29 年 3 月

発行者 壱岐市企画振興部政策企画課市民協働班
〒811-5192

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

TEL 0920-48-1134

FAX 0920-47-4360

URL <http://www.city.iki.nagasaki.jp/>